

## 令和2年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

令和2年 3月 9日(月曜日) 午前9時30分開議

第26 一般質問

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君			
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷	口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西	森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余	湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西	山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課	長	伊田		彰	君
企画財政課	長	篠田	康	行	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
福祉保健課業務監		今田	朝	幸	君
農林商工課長・農業委員会事務局長		遠藤	琢	磨	君
農林商工課業務監		大里	孝	生	君
建設課	長	渡辺	克	人	君
上下水道課	長	原口	周	司	君
元気なまちづくり推進室長		坂井	毅	史	君
会計管理者		山内	啓	伸	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	森谷		勇	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課	長	高橋		治	君
図書館	長	山田	洋	通	君
農業委員会会長		坂本		稔	君
監査委員		平塚	晴	康	君
選挙管理委員会委員長		森下	直	治	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八	鍬	光	邦	君
議会事務局係長	吉	村	章	子	君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第26、一般質問を行います。

質問は通告の順序により発言を許します。なお、答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

8番、余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

一つ目、消防新庁舎の建設について、お尋ねいたします。

かねてよりの懸案でありました訓子府消防新庁舎の建設については、先の12月議会の一般質問への回答でも予定の立たない現状の説明に終始したところでしたが、緊急的な事態の進展により令和2年度中の工事着手、令和4年度の供用開始を目指すこととなりました。

新築工事に際しては「こども園」建設に行ったプロポーザル方式の活用を考え、委託料の補正予算措置もされております。

そこで、プロポーザルならびに今後の消防支署の体制について何点かお伺ひいたします。

一つ、77万円の予算を要するプロポーザル方式の内容と、その利点、相手の選択方法についてお伺ひします。

二つ、プロポーザルにあたり、どのような条件提示をしているのかお伺ひいたします。

三つ、今後10年、20年を見据えた消防支署の体制の考え方を伺ひします。

よろしくお願ひします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1点目に「77万円の予算を要するプロポーザル方式の内容と、その利点、相手の選択方法について」のお尋ねです。

プロポーザル方式の内容につきましては、一般論として複数の事業者からその目的に合致した企画を提案していただき、企画・提案の優れた事業者を選考する方式であります。業務遂行に要する価格の安い方を選定する入札方式と比較しますと、企画・提案を選考し設計事業者を決定できることが長所として挙げられています。

今回提案させていただいている技術提案業務は、近隣の消防庁舎の設計業務の実績がある事業者、または町発注業務の実績があり、かつ消防庁舎等の設計業務の実績がある事業者に参加要請を考えているところであり、事業者の企画・提案の比較や選択にあたっては、消防団、消防署員のほか、町議会、経済界、地域住民代表者などの評価を受け、選定委員

会で決定していくことを考えています。

2点目「プロポーザルにあたりどのような条件提示をしているのか」とのお尋ねです。

企画・提案に関する条件につきましては、施設用途、建設予定地、各部屋の必要面積、延べ床面積、構造・階数のほか、概算工事費および整備スケジュールなどを提示するほか、「建物平面」「土地利用」「ランニングコスト」の三つの特定テーマを設定することを考えています。

3点目です。「今後10年・20年を見据えた消防支署の体制の考え方」についてのお尋ねでございます。

余湖議員からは昨年の第3回の定例町議会一般質問で支署の職員体制についてご意見をいただいたところでありますが、本年4月1日から、新たに1名を採用し15名体制とすることで、現在の宿直を廃止、当直を4名、翌日は非番とする勤務環境整備を図るとともに、毎日勤務者の増加により出勤体制も強化されることとなります。

国は人口35万人規模の広域消防を推進し、北見地区消防組合の方向性にもよりますが、訓子府支署の将来は楽観できない状況にもあり、当面は現行の体制を維持していく考えとしています。

そういった状況にある中、建設から半世紀を迎えた消防庁舎移転新築により今後の半世紀の消防活動を支える基盤を整備し、住民の生命と財産を守っていくことができる体制整備に努めていく必要があります。

また、新消防庁舎のプロポーザルにあたりましては、女性消防職員の環境整備につきましても提案を受ける予定にあります。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしました。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） お答えいただきました。ありがとうございます。何点か再質問させていただきたいと思っております。

まずですね、プロポーザル方式とコンペ方式といいますか、こういうのには二通りの方法があるということで、今までもいろいろなことでやってきているんだと思いますが、基本的に前回のこども園の時もそうですけど、確かプロポーザルを終えた段階で設計、ある程度の青写真のなもの、形的なもの、そういうものが示されているんじゃないかと思えますけど、その点は一つどうなのでしょう。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、プロポーザルの内容というかの部分でご質問いただきました。現在のところでございますと、議員言われるとおり、先ほど町長も答弁しましたが、建物の平面、それと建物の位置、これは示されるところでございます。あわせて建物のランニングコスト等々も含めて示される予定であります。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） コンペとプロポーザルとどこが違うのかというようなことで考えてみたんですけども、今回も77万円という予算措置がされている訳なんですけど、この77万円の予算措置というのは、プロポーザルの中でどういう経費に当たるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、77万円のどういう経費に当たるかという、一概に言えないんですけど、今回は技術提案業務の委託費ということで予算計上をさせていただきました。基本的には1社10万円、プラス消費税ということで、7社へ要請をかける予定でございまして、一般的に言われると提案に対する謝金というんですかね、業務委託料ですけども、謝金に近い積算内容となっております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 私もこれは前回の、ごめんなさいね、こども園の時にこの技術提案料の予算があったのかどうか、ちょっと調べてないんですけども、一般的にコンペとプロポーザルを比べた時に、コンペに関しては詳細な設計までが入りますんで、いろんな経費がかかる、時間的なこともかかるということで、その委託料みたいのを払うというのは聞いているんですけども、プロポーザルに関しては、そういう細かいものまでもないんで、要するに考え方の説明とか技術提案といいながら、技術の提案とか、そういうことの説明に終始するんじゃないかと思えますんで、こういうところに一般的には提案料とかというのは発生しないというようなことが、ものの中に書いてあったんですけど、そこら辺どういう形になっているんですかね。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、コンペとプロポーザルの部分のご質問だったというふうに思いますが、まずコンペにつきましては、より、議員もおっしゃるとおり、より深い設計内容になるということで、例えば事業者の方からしますと、提案にあたって、かなりの労力と金額がかかるということで、そういう意味では金額的な、どこが落札するかわかんないということもありますので、金額的な委託という形はとっているというところ、一般論ですけども。今回のプロポーザル方式については、こども園の時も同様に技術提案業務ということで委託料を計上して実施をさせていただいておりますけども、先ほど申し述べたとおり一定の提案に対する労力というかですね、そういった経費がかかるということもありますので、そういった意味では謝金程度の部分の計上をさせていただいて委託をするという形をとらせていただいております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 一つお聞きしたいんですけども、これはプロポーザルで今回7社に10万円ずつ70万円という予算だということですけども、どこがするにしろ、こうやって7社に、それを訪ねれば、どこかの会社が1社が受けるんじゃないかと。そこが全部駄目なんてことは、きっとあり得ないと思うんですけども、その人が設計屋さんになる訳ですけどもね、今回、7億か10億か、そこら辺のお金がかかるんじゃないかと思えますけども、設計料というのは普通十何%とるのが普通じゃないかと思えますけども、商売っていうか、経済活動ですから、そういう負荷があった中で競争して、プロポーザルもある意味競争、コンペとは違う意味で7社の競争じゃないかと思うんですけども、そういう中で、その提案を受ける、その先に何十億円、何億円という仕事が待っている中で、そういう提案をするってことは、自分の商売の一つの方法というか、最も基本的な経費であって、それをお金をもらわなければならないのか、要するにほかのものを見るとプロポーザルっていうのはお金がかかんないんだよっていうことが建て前だっというふうに書いてあったもんですから、そこら辺のことをどうなの、私も商売的に考えて、目先に何億円の仕

事をとるために10万でも20万でも経費がかかるのは当たり前で、それがやはり経済活動の中の一つの手段じゃないのかと思うんですけども、そこら辺は他の事例とか考えても訓子府が特殊なのかどうなのかわかりませんが、そこら辺の説明を再度お願いします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 再度、プロポーザルに対する経費の部分のご質問ございました。そういった意味では議員おっしゃられる一般論のところもそうですけども、本町としては前例であるこども園を前例といたしまして、委託業務という形でとらせていただいた。なおかつ、業務請書って形でいただきますけども、各社に責任を持った提案をしていただくという意味も込めて契約という形をとらせていただくということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 経費のかかる話ですから、今、何十、何億円の仕事を前に70万円が単なる経費としての値がどれぐらいなのかってことが計り知れませんが、ただ、これしかも7社に、前回のこども園の時は何社だったのか、今回、7社というのは、数的に多いのか少ないのか、よその町はどれぐらいのプロポーザルの相手先を考えているのか、わかるようでしたら教えてください。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 前例、先ほども言いましたけども、こども園の時は7社で実施してございます。ちょっと近隣のところでプロポーザルやったところで行きますと津別町がやっているということなんで、今ちょっと手元にデータございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 消防庁舎にプロポーザルで考え方をということもありますけども、我々議員に関しても、ある意味、前回の全員協議会の中で消防の庁舎に関する大まかな図面みたいなものが出されていますけども、これは町と消防とが職員等がこれがベストじゃないかと思って考えた図面だとは思いますが、そういうものも町の中にあつた中で、77万円のプロポーザルを7社にお願いしなきゃいけないのかってところが非常に、3社、4社で済まなかったのか、7社の必要性っていうのは、そこら辺はよく私としてはお金のかかることなんで、よくわからないようなことがあるんですけども、どういう会社をお願いしているのかという個別名称を聞かせていただけますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） これ先週、予算が通ったばかりで、まだ検討段階というか、予定段階ということでご理解いただきたいと思いますけども、まず、株式会社創建社、これは札幌の本社で釧路市の消防本部、白糠支署を設計している会社でございます。続きまして、株式会社柴滝建築設計事務所、これは旭川の会社でございます、北見に支店があるということで、これは北見地区消防組合の消防本部、消防署の設計業者でございます。株式会社ドーコン、これは札幌市の会社でございます、津別の消防庁舎の設計業務を実施しているところです。株式会社久米設計、これは本社は東京でございますけども、札幌支店ということで、秋田県の大曲消防署を実施していると。それと株式会社アトリエブリンク、これは札幌の建築業者、これは北見地区消防組合の留辺蘂支署の設計を実施している

ところでございます。次に、日本工房、これも札幌の建設業者、日本工房さんは本町のスポーツセンターの実施しているところでございまして、常呂の消防署を設計を実施してございます。それと7社目が日本都市設計株式会社、ここも札幌市の業者であります。登別市の消防支署、本町においては、温水プールの設計業者でございます。

以上、7社を今現在要請する予定でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 再度聞きます。この、もちろん実績のあるこの消防に関して実績のある7社にとるということですが、この、やっぱり7社は必要なんですか、町長。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） こども園の時の参考にしましても、7社は適切だったというふうに考えています。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 町長が適切だと考えて進めていることなんで、これ以上、私がそれは適切じゃないということはないと思うんですけども、ただ、一般的に考えて、予算のかかる話の中で本当に訓子府の消防を作るために77万円の中が33万円で収まらなかったのか、44万円で収まらなかったのかということは、どうしても一町民としても感じるところでありますので、今回はそういうことで私も予算が通っていますので、ここに七つの会社に提案をして、いい消防ができることは非常に望むところだと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、今後の消防体制のご質問をさせていただきましたけども、訓子府消防に関しては14名が来年1人増えて15名体制になるということで、とりあえず来年についてはよろしいんですけども、私もこのお答えの中にもありましたように、前回の質問の中で、そういう非番の体制の職員の状態とかの関係を考えると、やはりもう少し人数の増というのは必要じゃないかと。必要性の中で人数は増やすべきでないかと思ひますけども、これもお答えの中では、そういう将来性のことを考えた中で答えていただいていますので、非常に前進的な考え方だと思ひます。また、基本的な設計の、示された設計の中にも仮眠室等の中にも、もっともっと人数が増えても対応できるような体制、ならびに女性消防職員の部屋の体制もとれてますので、非常に将来を見据えていただいていると思ひます。ただひとつお願ひしたいのは、やはり今後の消防体制を考えますと、町民がいくら減っても、逆に言いますと消防の救急ですとか、一朝有事の際の署員の初動の体制というのは、人がいくらいても足りないと思ひます。まだまだ15人じゃなくて16人、17人という将来的な増員体制を望むものでありますので、署のプロポーザルの中にも、そういう体制の反映がありますので、非常に認めるところでございしますが、そこら辺の将来の署員の増員体制について、一言お願ひしたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が町長に就任した時は、消防は国は広域合併を考えているようございまして、支署を減らす。ある意味では、訓子府支署も含めてなくすという方向の検討がかなり濃厚に進んでおりました。私は断固反対してまいりました。すなわち、10分以内に町内のこういう被災の状況に届くということは前提とするならば、より身近なところに職員がいて、そして互いに連携し合うということが基本ではないのかということで

ありますから、その点でいいますと、今、基準でいくと、理想としては17名というのが理想ですから、これは将来的な課題として女性消防職員もやっぱり考えていくと17名ということも視野に入れていいのではないのかという点でいくと、今年度からというよりも今年の4月から15名体制になって、その中でも17名というのはやっぱり一定の目標ではないのかというふうに考えておりますので、今後とも前向きに検討していきたいと考えています。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 大変、将来に対してお考えがいただきましたので、私としてもぜひともその実現に向けてお願いしたいと思います。17名が目標でありましようけども、私の考えからいくともう1人、2人、きっと将来的には必要になるんじゃないかと思えますので、ましてや、職員の定員というのは、ある意味、組合の中で決まる数字でございますが、やはり町からの提案というのは十分に意見が反映される体制になっていると思えますので、今後ともよろしく申し上げます。

それで、時間の関係ありますので、2問目の質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） その前に総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 先ほどのプロポーザルの津別町の実績ですけども、津別町は5社で実施したということでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ありがとうございます。

二つ目の質問に入らせていただきます。

高齢者の運転免許証返納についてお伺いいたします。

高齢者の交通事故発生件数については全国的にも北海道内においても増加の傾向に歯止めがきかない現状です。訓子府町においても年々高齢化の比率は上昇していきます。高齢者の交通事故の加害者を出さないためにも免許証の返納については町としても考える時かと思えます。また日常生活の中で車がなくては毎日の生活に支障があり、どうしても運転しなければいけない高齢者のための支援も考える時だと思えます。お伺いします。

一つ、町内における免許証返納の現状と免許証返納希望者に対する町の支援についてお伺いします。

二つ、サポートカー購入に対する助成の考え方についてお伺いします。

以上。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 免許返納の数は年ごとに増えているということの詳しい中身は省略させていただきます。

運転免許証自主返納希望者に対する独自の町の支援について、ただいま、申し上げた高齢者ハイヤー利用サービスをはじめ現行の各種移動サービスが支援策になることから、今後さらに制度に対する理解を図るため啓発に努めてまいります。

さらに、今まで同様、運転経歴証明書の交付など運転免許証自主返納制度の啓発、高齢者を対象とした講習会の開催など、警察や関係機関との連携を含めて、高齢者の交通安全意識や危機意識の向上、高齢者運転の特性への理解を深める活動に取り組んでいきます。



2点目、サポートカーであります。

昨年、閣議決定された補正予算案に65歳以上の高齢運転者に対する衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車購入に対する支援が盛り込まれました。この実際の制度自体は、補正予算案の可決・成立後となりますが、この補助金の内容は、国の支援事業で申しますと、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置を両方搭載する車両の登録車が10万円、軽自動車7万円、中古車が4万円となり、衝突被害軽減ブレーキを搭載する車両の登録車が6万円、軽自動車3万円、中古車が2万円など補助されるというものです。

自動車メーカーでは、今後すべての新車にこれらの装置を標準装備またはオプション設定する方針を打ち出すこととしております。

さて、この車両の購入にあたりまして、本町独自の助成の考え方については、今のところは考えておりません。今後、国や北海道、近隣自治体等の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） はい、ありがとうございます。時間がないので、簡単な話で終わらなければいけないと思いますが、確か高齢者の事故に関しましては、本当に5年前に比べても、5年前で大体全体の44%が高齢者だったんですけども、去年、平成30年には56%、きっと31年、令和になればもっともって増えていくんだと思います。人口比率の関係でも高齢者が増えていきますから、当然の結果ではないかと思っておりますけれども、やはり訓子府町としても、訓子府町にとっては具体的な、前にも質問した時にも具体的なそういう方策がないと、やってないと。だた、バスの利用券ですとかハイヤー利用券についてや、高齢者75歳以上ということで対応しているという話になってましたんで、ただやはり、こういう時代ですので、サポートカーについての10万円、7万円というのは、今始まったばかりだし、動向を見ながら町としての形を進めていくのは当然じゃないかと思っておりますけれども、ただ、訓子府町については、よその町でいろんな、高齢者運転者による交通事故の防止に関する取り組みというものが全道いろいろなところで、ネットの中でも出されていまして、いろんなことが書いてあるんですけども、網走管内もいろいろな町が出してはいますが、訓子府町はそういう欄にもまだそういう対応として出してないよと、出てるものはない訳ですよ、ただ、ハイヤーサービスにしろ、高齢者についてやっているものに関しては、そこいらにも該当するんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも我が町でもこういうことをやっているということで、そういうところに出す必要性もあるんじゃないかと思っております。さらに具体的な、やはりもうこの時代ですので、やはり免許を持って返納できる方には返納できるための機会を後押しをするための政策、また、どうしても運転しなければ生活できない方も確かにいらっしゃいますので、そういう方にもやはりそういう多少高くはなりますが、高い車を買ってもらうための補助というのはどうしても今後必要なものになってくると思っておりますので、このことについては十二分な検討をお願いして、私はこの質問に対して終わりますので、最後に町長一言よろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） タクシーサービスの充実、拡大によって、昨年度の免許返納者が

非常に増えてきている。やっぱりこれは大変、年寄りにしてみますと助かっているという声がたくさん聞こえてきますので、その点でいきますと、予算の増もすごい訳ですけども、推移を見守りたい。

それからブレーキの踏み間違いやいろんな車両改造については、全車という訳でもないようですので、ちょっとこれもう少し様子みた方がいいのではないのかと。それから管内的にもこういったことで補助しているところっていうのは、ちょっとあまり少ないという感じもみえてますんで、もうちょっと様子をみながら前向きに検討していかなきゃならないと思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ありがとうございます。ちなみに交通関係でいきますと、高齢者というのは65歳以上が交通高齢者ということになっていきますので、比率的にも多少変わってくると思いますが、ただ、全体的には65歳でも高齢者ということで、今後対応していかなきゃいけないと思います。ハイヤーサービスについても今後違うところでお尋ねしますが、やはり年齢の下げというのは考えるべきじゃないかと考えておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（須河 徹君） 8番、余湖龍三君の質問が終わりました。

次は、6番、西森信夫君の発言を許します。

6番、西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。通告書に沿って一般質問をいたします。

大型事業投資後の財源不足の対応について、町長に伺います。

現在の執行体制3期目から、画期的な大型事業投資が続いています。町民の要望や社会的な変化、また地球温暖化による自然災害の発生、地震大国である我が国特有の地震対策など地方自治を考える時、やむにやまれぬ決断も必要となります。それに加え、過疎地域全般にわたり人口減少に拍車がかかり、高齢化と人口減の波が押し寄せてくる昨今であります。

本町は、いつの時代も町民の快適な暮らしのため、暮らしやすい町づくりを目指し、行政が中心で議会と両輪となり審議、決議をして各事業推進しているところです。

さらに今回は、消防庁舎建設が示されています。今までの事業投資も加え、次の点につき伺います。

1、こども園から続いている大型投資事業の各々の建設費とその総額は。外構工事、取り壊しも含める。

2、事業推進にあたっては、積立金と起債の対応と思われるが、その他の財源はなかったのか。

3、今後、有事の際の資金調達は。

4、起債償還のピークと償還の終わる最終年度の見込みは。

5、人口減と農業の町の不安定な税収で町民に何らかの負荷がかかってこないか。

お伺いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1点目と2点目につきましては、それぞれ関連しておりますので、

合わせてお答えをさせていただきます。

大型の投資事業については多岐に渡りますが、特に、橋梁、あるいは道路工事、インフラ、それから公営住宅等の建設工事を除いて、例年実施していない建物の建て替えでありますので、認定こども園、スポーツセンター、青少年研修館、民間提案型住宅に限定して申し上げます。

まず、認定こども園ですが、事業総額は11億2,814万円で、その財源内訳ですが、国庫支出金が3億977万円、道支出金が1億246万円、起債が4億2,520万円、町の基金が2億9,000万円、一般財源が71万円でした。

スポーツセンターは、事業総額15億8,334万円で、財源内訳は、国庫支出金が2億2,102万円、起債が10億8,080万円、町の基金が2億6,690万円、一般財源が1,462万円でした。

青少年研修館は、事業総額が4,768万円で、財源内訳は、道支出金が2,220万円、一般財源が2,548万円でした。

最後に、民間提案型住宅ですが、事業総額は1億433万円で補助等はありません。

四つの施設の事業総額の合計は、28億6,349万円、その財源内訳は、国庫支出金が5億3,079万円、道支出金が1億2,466万円、起債が15億600万円、町の基金が5億5,690万円、一般財源につきましては1億4,514万円となっております。国や道の財源も可能な限り活用しながら建設をしてまいりました。

3点目に、「有事の際の資金調達」についてのお尋ねです。

「有事」を大災害と仮定して申し上げますと、地震や台風などによる大きな災害を被った場合は、自治体にとっては、復旧に係る経費は予定外の巨額な出費になることに加えて、住民が税を負担する力が落ち、税金を減免する必要が生じるなど、歳入と歳出の両面で財政に影響が生じます。そのため、国では、災害復旧費等国庫負担金のほか、災害対策事業に地方債を充てることを認めています。

また、この地方債に対して元利償還金の95%までは地方交付税の基準財政需要額に盛り込まれ、その結果、自治体負担は5%で足りる仕組みとなっております。こうした国庫負担金や起債でカバーできない部分につきましては、町の基金で対応することになります。

4点目、「起債償還のピークと償還の終わる最終年度の見込み」についてお尋ねがございました。

現時点における起債償還のピークにつきましては、令和4年度、償還額5億5,798万円であり、その後減少していきます。また、最終の返済年度は令和23年となっております。

5点目に、「人口減と農業の町の不安定な税収で町民に何らかの負荷がかかってこないか」ということでございます。

まず、人口減少に伴う歳入への影響ですが、本町の歳入の約半分は地方交付税によって構成されています。算定に当たっては統計人口を基数としているものも多く、そういった意味では、人口減少は地方交付税にも影響しています。しかし、人口減少は全国的な傾向であるうえ、交付税の算定にあたっては急激な影響が出ないよう補正係数が用いられます。

本町の主要産業は農業であります。国際経済の影響は今日では、農業も含め、あらゆる産業が等しく明日どうなるかわからない不安定な環境に置かれています。

特に農業は自然を相手とする産業であり、自然は人がコントロールすることができないうえに、突然の災害や天候不良などの影響を受け不安定な収入を強いられる産業でございます。

こうしたことから、地方交付税制度では、収入が落ち込んだ場合は、翌年度に減収分について算定要素に組み込み、その影響を一定程度和らげる仕組みとなっています。

しかし、自主財源の増減に影響が出ることは間違いないことから、貴重な財源を有効に活用する努力を常に行う必要がございます。

また今後においては、人口減少、少子高齢化が進む傾向の中で行政ニーズの変化に素早く対応していかなくてはなりません。

そのためには、大型事業の投資をはじめ、あらゆる事務事業の財源対策の努力に加え、新たなニーズに対応した財源確保を目的とした従来の事業の見直し等も含めた財政健全化にご理解をいただく場面もあるかと思えます。

単なる歳出の削減だけではなく、一方では、暮らしやすい町づくりに必要な施策につきましては、積極的に取り組んでいく必要がございます。

こうしたバランスを図りながら、また、町民の皆さまのご理解をいただきながら、暮らしやすい町づくりと健全な自治体運営をこれからも推進していきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） ただいま、回答いただきまして、2、3、再質問させていただきたいと思えます。

まず1点目に、町長、菊池町長が1期目、2期目の目標としまして、町の起債の返還と財政の立て直しをするということで、着実に本町の借財減らしてきたというふうに思っております。そこで施設整備への舵を切った理由をひとつお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり、私の1期目、2期目途中までは借金を減らす、そして償還を増やしていく、すなわち収入と支出のバランスを考えないで、支出を多くしていくと、後世に大変な後悔を残すということで、当時、特別会計も含めて、およそ100億円の借金ございました。そして基金の積み立てが大体19億円から20億円ということでございました。当時、合併が破綻というよりも駄目になった状況の中で、訓子府町は平成21年度で財源が枯渇するという状況でありましたので、私はまず財政の立て直しというのは、1期目の大きな目玉としてやらなきゃいけないということになりました。しかし2期目後半以降、3期目については、特に、既にある既存の施設がもう老朽化してきている。そして制度が大きく変わってきているという状況の中で、やらざるを得ないという決断でシフトを切ったというのが本当のところであります。幼稚園・保育所も一つにしていかなきゃならないということと、それから研修館ももう昭和51年ぐらいに建てた建物ではないかと思えますし、それからスポーツセンターもしかりです。そしてスポーツセンターは特にご存じのとおり、もう耐震で震度5強でも倒壊するという恐れがあったということです。それから情勢の課題として住宅が足りないというのはもういろんな事業所からも話し合いの中で出ておりましたので、公営住宅等については入所条件が厳しいということもあって、民間の力をお借りして、そして建てていくという選択肢の中で、こういった施設建設、ハード事業も行ってきたと。私が町長になって、今までないものを行ったと

というのはこの民間の住宅ぐらいじゃないかなと思いますけども、そういう点でいくと、時期が来たというふうに捉えてもらって僕はいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 最初の町長の答弁の中で認定こども園、スポーツセンター、青少年研修館、民間提案型住宅、これらに限定してなんですが、町が支出している大体金というのが、大体22億円ぐらいですね、もっと私がかかっているのかなというふうに思ったんですが、国の国庫金、それから補助金、もろもろの資金を使ってやっているということが非常にわかりやすく説明をされまして、まだまだかかっているんじゃないかなという概念を持ってましたが、非常に安心をしました。ひとつ訓子府町は国が求めている1市4町の定住自立圏構想協定を北見市、それから他の3町と結んでいる訳ですが、この大型投資はそこら辺の協定を見越しての政策なのか、と言いますのは、本町は将来、国の指導で合併論議が起こった時にその後の街並み整備ができなくなるんじゃないかという懸念がある。そのことを踏まえた上で布石をうったものかどうか一つお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 総括と捉えていただきたいと思うんですけど、今までの施設整備の中で総事業費が28億6,349万円かかっています。そのうちの約24%は、24から5は補助金です。道と国の補助金を使わせていただきました。そして、一般財源、基金も含めても同じように24%です。残りは52%は起債になります。国からの借金です。これは、ご存じのとおり70%は地方交付税に取り込んでくるということですから、現実的には借金の実質負担額というのは限られているということだと思いますと、私自身は非常に効率的な厳しい中でも有利な補助金と起債を取り入れながらやってきたということが実態でご理解いただけるのではないかなというふうに思います。

さて、定住自立圏構想は将来的に国は圏域構想というコンパクトシティ等を認めて求めようとしていますけれども、私は平成の15年前後含めて国が合併を進めた時に1万人以下の自治体は窓口業務だけで終わるんだという、こういう触れ込みがあちこちであって合併を加速したという経緯があります。しかし残念ながらというよりは実態としてはそんな状況にはなっていないということを考えてみますと、国の求めている施策のかなり中身的に精査をしながら自治体運営をしていかなければならないんだろうと思います。今回の定住圏についても1市4町の、北見市や周りの4町村も含めて、これらも含めて、新たな合併のための定住圏構想ではないんだということをお互いに確認し合いながら、小さな町でなくて、手をつなぐことによってできることを優先的にやっていきたい。こういうことが約束事項でございますので、この度の予算にも出ていますように、障がいをもった人たちの一早いバックアップ体制を1市4町で現実のものにする。私自身は例えば今、酪農家が考えている畜産の多頭化の時代に入ってきた時の糞尿をどうするのか。バイオマス等々含めて、うちの町だけでは難しいと。そうすると1市4町で一緒になって広域的にできることによって効率化が図れないかってことも含めてですね、テーブルに乗せていきたいというふうに考えています。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、町長から定住圏構想は違うんだというような話と、それから私は北見市を中心とした前回の合併の時に、隣の留辺蘂町だとか常呂町が合併して非常に

疲弊して、町そのものが何もできなくなってしまったという旧町民からの声を聞きます。万が一、国がどう動くかわかりませんが、1万人を切った町はくつつきなさいという指導があった時には、この以前合併したような町のように何もできない町になってしまう。その前にやはり力のあるうちに本町は町民の負託に応じてやれることをやるんだという考え方かなというふうに私は思ったもんですから質問をしたところでございます。そういうことではないということで今、進んでいるということでしたので、それらも今後はやっぱり考えなきゃならんことなのかなというふうに私は思います。

次に質問なんですが、事業推進にあたって国や道からの補助金、助成金、それからそれらに付随する関連資金を有効に使って事業を進めてきたという説明がありました。これ率も非常に25%ほどということになります。今後やっぱりこの国からの何かの事業を起こすときにこの率は変わらないというふうに捉えてよろしいんでしょうね。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 全員協議会でもお話させていただきましたように、消防庁舎についても、私は令和2年度できないというふうに判断しておりました。しかし緊防債という起債が唯一消防庁舎の建て替えの財源だということで、何とかならないかという走って回りましたけども、しかし現実の制度では難しいということで、長谷川副大臣に直接要請をしてですね、何とか訓子府が耐震の一度やっているけども、これらの緊防債は対象にできないかってことを要請をして今回実現の運びとなった次第でございますので、私は金がない中でもやっぱりいろんな関係する省庁や国会議員等々のお力も借りながら、こうしたことのできるだけ有利に自分の町に負担が少なくて済むような状況を作っていかなきゃならないというふうに、これからもその考え方は変わらないと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これからも国の考え方は変わらないだろうということでありました。非常に安心するところでありますが、次の質問としましては、この大型投資、こういういろいろしている訳ですが、災害とか有事の際、非常に本町においても災害がいつ襲ってくるかわからん、それから水道管や道路の補修、破損などのライフライン、また急を要する資金調達を考える必要があるんじゃないかと。本町の起債の限度額はどれぐらいなのか、それを借り入れてしまうと、借入ぎりぎりまでの限度を借りてしまうと、それ以上は借入できないと。これは町であっても個人であってもそういうことになりましたが、一番町民が心配する点っていうのは、限度額まで借りたらどうなるんだろう、まだ本町は限度額までいってないんだろうなっていう、漠然とした不安が滞っているような感じですが、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 借入限度額のご心配の質問がございましたけれども、いくつかが指標がございまして、実質公債費率の中で18%を超える団体になりますと大臣の許可が必要になるということで、そこが一つの目安になるかなと、指標としては、全国的な指標としては、そこが目安になるかなと思いますが、平成30年度のですね、直近の率で言いますと本町は現在6.2%ということ。そこまでに平成25年度では10.3%でしたので、低下傾向にあります。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、課長の説明で6.2%、本町はまだまだ余裕があると。3分の1だよというようなことでありましたので、非常にこれに関しては何かあっても心配はないというふうに捉えさせていただきます。

次に、人口、年々本町の人口が減っていく中で起債償還は続きます。将来への不安、夢や希望が削がれるのではないか。特に若い人たちが本町、非常に教育行政が進んでいるので、わくわく園入りたい、それから訓子府に住んでみたいという人たちが非常に訓子府はたくさん建物をいろいろやっているんだけど大丈夫だろうか非常に不安があるように道新に載っていました。訓子府に住みたいかどうかという記事が以前掲載されたことがあるんですが、若者は半分以上がそうは思わないという非常にショッキングな新聞報道がされたことがありました。これはやっぱり人口が減るということは、やっぱり住んでみたいんだけど、なんで減っていくんだろかなという漠然とした不安が若いものに広がっていくんじゃないか。非常に私も息子たちがいるので心配になります。そこら辺こう人口減少にこれつながらないか、そこら辺の懸念はないか、それを一つお伺いしたいと。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まち・ひと・しごとのアンケートを訓子府を離れた人、あるいは今、高校生の人たち、あるいは子どもを持つ親たちにアンケートをとった結果が道新に大きく出ておりました。私はちょっと「おっ」と思いましたけども、よくよく見てみますと、一つはできれば帰ってきたい。そう思っているという人が50%近いと。これはやっぱりうれしい意味での非常に励みになりました。若者が職場がない、働く場所がない、ドラッグストアが少ない、いろんな不安感を持っている中でも、でもやっぱりいずれ訓子府に帰ってきたいという人が半分以上いるということは非常に嬉しかったなというふうに思っています。これら医療、福祉の不自由さについては、いろんな考え方ありますけども、いずれにしても行政としては買い物不便も含めてですね、今後、まちづくりにこれらのアンケート結果を精査しながらまち・ひと・しごとの第2期の総合計画の中で詰めていきたいと。そういう意味では前向きに捉えていきたいというふうに考えています。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 質問の最後になりますが、答弁いただいた中で非常に心配していたことが思っていたよりは、いろんな制度資金、それから国の補助、道の補助、もろもろのそういうものの手当を滞りなくやっぱり町はこう着々とやって事業推進を進めているということが非常にわかりました。今後ともやっぱりそういう方針でいってもらいたいというふうに思いますし、特に今回、消防庁舎をやるということで非常に昨年までは国が示してなかった方策がちょうど今年示されて、今年度中に採択すれば7割の助成が受けられるという非常に本町にとってはありがたい制度に乗れたんだなと非常にラッキーだなというふうに思います。今後ともやっぱりこういう国の制度を利用しながら事業を推進を進めていっていただきたいというふうに思います。最後に町長の決意をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私は平成の合併を通じて留辺蘂や端野町の、それがどうだったの

かという軽率な言い方はできないとは思いますが、少なからず職員や町民の意識がやっぱりなえているというのが実態でないかというふうに思います。それはやっぱり訓子府のために頑張る。自分の町があることによって、みんなで力を合わせようという意識がやっぱりあるのではないのかっていうことを私は非常に誇りに思いますし、これからもそこに依拠した自治を作っていかなければならないというふうに考えています。ただし、国がですね、1万人以下の自治体は認めないと。これを法律で決めたら、これはもう致し方ないと。しかし最後まで私はこの町が存続するために全力を投球していきたいと。そのためには、西森議員がいろいろご心配していただいているように、まちづくりのありようも含めてですね、福祉やあるいは職場環境、仕事の増、住宅等々含めてですね、さらに前に進めていかなきゃならないと。小さいからこそできるまちづくりをこれからも懸命に職員あるいは住民の皆さんとともに前へ進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 非常に前向きなお答えいただきましたので、以上をもって私の質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 6番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、仁木義人君の発言を許します。

仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 9番、仁木です。通告書に従って一般質問したいと思います。

第1期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

「町民が夢や希望を持ちながら、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保および地域における魅力のある多様な就業機会の創出を一体化に推進する上で、本町の実情に応じて必要となる施策についての基本的な計画を定めるもの」として、平成27年に策定された「第1期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が本年3月に1期5年を終了します。

そこで、次の点について伺います。

一つ、三つの重点戦略の数値目標と重要業績評価指数（KPI）に対する実績は。

二つ、5年間の検証と結果は。

三つ、第1期の5年間で第2期にどうつなげているか。

よろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1点目に、三つの重点戦略の数値目標と重要業績評価指標KPIに対する実績のお尋ねでございます。

数値目標については、四つのうち「就学前児童数の増」および「人口の社会減の抑制」



の二つが未達成となりました。残り二つの「農業就業者人口」および「第2次、3次産業従事者」については、令和2年10月に実施される国勢調査の結果待ちとなりますが、現状では、達成は難しい状況となっております。

重要業績評価指標KPIについては、11のうち「新規就農者数・後継就農者数」、「新規出店者数」、「待機児童ゼロの継続」および「空き家活用移住・定住者数」など七つについては、達成しております。一方、「未婚・晩婚対策研修会等参加者数」および「高齢者の転出者数」の二つについては、未達成となり、「お試し居住・2地域居住件数」については、居住環境の整備などの関係上取り組みができておりません。

なお、「労働力人口」については、令和2年10月に実施される国勢調査の結果待ちとなります。

2点目に「5年間の検証と結果は」とのお尋ねがございました。

検証については、毎年度、数値目標と重要業績評価指標KPIおよび施策等について、庁内組織である「プロジェクト会議」および「推進本部会議」で行い、「有識者会議」にも諮り意見や助言をいただいております。

3点目に「第1期の5年間で踏まえて第2期にどうつなげていくのか」とのお尋ねがございました。

全国のほとんどの市町村が人口減少している中、本町においても近年、社会減と自然減を合わせて年間100人程度の減少となっております。減少の緩和は最重要課題ですが、人口減少社会、少子高齢社会といった現状をしっかりと認識して、いかにして持続性を確保していくかが問われております。

このことから、第2期については、人口減少の緩和対策に加えて、第1期の検証も踏まえて、継続して行う施策や見直しを行う施策、また、策定にあたり実施した「町民アンケート調査」についても反映させております。

国の第2期総合戦略では、新たな視点として「関係人口の創出・拡大」を推進することになっております。これは、第1期での大きな目標であった東京圏一極集中の是正が進まない中で、地方への人の流れを作るために推進されるものであり、本町においても、起業・創業を促進するための、UIJターン新規就業支援事業やテレワークによるサテライトオフィスの設置に向けた環境整備を推進したいと考えております。

また、新たな視点でのまちづくりを推進するため、地域おこし協力隊の配置についても検討してまいります。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ただいま、町長の方からご返答ありました内容に、達成したものと未達成になったものっていうのがいくつかお話の中にもありましたけども、まず最初のこの第1期の計画を立てた段階での、この数値目標ですとか、この重要業績評価指数というのは、どのようにまず設定したのか、おわかりであればお聞きしたいんですけども。

また、その実績に対して先ほど達成、達成してないというのありましたが、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） まず、目標の設定ですけども、目標の設定については、基本目標、三つございますけども、その基本目標を達成するために、この数

値目標と重要業績評価指標K P Iを設定しております。達成具合というんでしょうか、だと思っんですけども、先ほど町長の方からも答弁ございましたとおり数値目標については、まだ国勢調査、結果待ちというのがありますけども、四つの目標ございましたけども、いずれも達成はちょっと難しい状況、ただ、達成していないまでも、それまでにやっている施策等で一定の効果表れているものも、例えば空き家バンク活用しての移住定住とかってというのは、重要業績評価指標のK P I達成していますし、一定の成果は上げているものもあると考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 数値の方ですが目標についてはお答えいただきましたけども、ご返答の中に内容にあった中なんですけど、この達成していなかったものに対してとか、そのこの部分は反省含めて次回の第2期に生かして第2期を作られているんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 先ほど町長の方からも答弁ありましたとおりに達成できなかったものに対しても第1期の検証、効果検証して、それを踏まえて継続して行う事業や見直しを行う事業などを第2期に計画には反映させております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今回、第1期がこの5年というところで終了にあたりですね、第2期の今回総合戦略が示されている訳なんですけども、今回の数値の部分もそうですけども、結構ガラッと今回は目標ですとかK P Iの項目っていうのが変わって、具体的な部分が出てきていると思うんですけども、今回この第2期にあたり、具体的になって、読んでもこう今回の方がわかりやすくなっているんですけども、今回の目標、第2期の目標というのはどのように立てたのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 第1期につきましては、平成27年に計画策定しておりますけども、この時については、もう既に27年度スタートしてからの計画策定ということで、国で急に言ってきたんで策定したっていう経過もあるんですけども、今回については、5年間1期が終わって2期目スタートするということで、事前準備して計画策定しているということになります。この数値目標とか重要業績評価指標の具体的な目標ということで設定させてもらっているのは、2期目に入ってできなかった部分、1期目でできなかった部分もありますし、2期目では新たに事業施策を展開してやっていくということで、数値目標とかK P I、重要業績評価指標というのは、より具体的に示した方がわかりやすいし、達成度計りやすいということでの数値に設定しております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今回のこの終了します第1期の総合戦略の結果等は何かで公表なのか何かでこう町民の方にお示しするような方法などは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 公表ですけども、ちょっとPRが少なくなくてあまり知られていないのかもしれないですけども、毎年度、年度があけて4月、5月ぐらいに、その1年間分の効果検証といたしまして、結果をみて、例えば人口の転出、社会増減

の状況ですとか、そういうのをみて毎年、効果検証しているんで、公表をしています。わかりづらいんですけど、ホームページ上では毎年度の検証の結果を出しております。今回は5年間、第1期終わるんで、5年終わった総括の結果についても、年度あけて以降ですけども、効果検証して公表していきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 来年度4月から始まるこの第2期の方の訓子府町まち・ひと・しごとの創生総合戦略なんですけども、先ほど町長からの答弁の中にもありました、これからの本町においても起業、創業を促進するために、U I J ターンの新規就業支援事業やテレワークによるサテライトオフィスの設置に向けた整備環境を推進して考えたいと思いませんとありますけども、テレワークですとか、サテライトオフィスについて、何か具体的に進んでいることとか決まっているようなものというのがありますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） テレワークのサテライトオフィス設置ですけども、今のところは具体的に決まっておられません。テレワークによるサテライトオフィスといっても、いろいろなこう形態というか種類がございまして、例えば東京、首都圏に本社があって、こちらの方に支社とか支店とかってということでのテレワークもありますし、よくコールセンターと言われてはいるんですけど、お客様から電話で受けたりして、その電話で対応するというのなんですけども、そういうのでいけば、人数がたくさんいなきゃ駄目だということもございまして、そのコールセンターみたいな感じのはちょっと無理かなと思って、どちらかというと少人数でこちらでパソコン等につながって、仕事をしていくような、そのような感じのイメージを今のところはしています。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ただいま、坂井室長の方から答弁ありましたとおりテレワークとかサテライトオフィスのいろいろ手段や方法というのがあるかと思うんですけども、やはり先ほど言ったような電話のアポイントをとるような、大きい施設じゃないですけど、そういうのはなかなかやっぱり厳しいと思うんですけど、やはり田舎でそういうふうにオフィス、個人で小さいオフィスで仕事ができる方っていうのはどうしても都会に多々いらっしゃると思うんですけど、その中でやっぱり訓子府町っていう部分でというか、どこの田舎の小さい町でもそうなんですけども、何かこう施策などがですね、やはりそういう人たちを呼んで繁栄させるには効果的で、かなり小さい町でも結構設備しっかりとって、例えば基本的にはWi-Fiとかのインフラですとか、そういうような設備のしっかりしたオフィス形態で成功している町もあるようなので、もしこれからテレワーク、サテライトオフィスを考えていただけるならば、そういうようなしっかりした設備設置というのが必要になるのかと思いますのでよろしくお願ひします。今、お話にあったとおりなんですけども、来年度より始まる第2期の訓子府町まち・ひと・しごと総合戦略について、先ほど答弁がありました、これから人口減続くと考えられる中で、これからの訓子府のために、この戦略について、第1期の反省も含めてですけども、この第2期、これからの5年、なかなか厳しいような状況があるかと思ひますけども、町長の中でその中の意気込みがありましたら、もしお聞きしたいんですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今ですね、K P Iの話も出ました。これはご存じのとおり自治体自らが計画をして、そして評価をする。自らが評価する。国や第三者が評価するのではなくて自らが評価して新しい計画プランを立てていくと。その中で今、先の質問にもありましたようにアンケート調査もやりまして、それから各経済界やいろんなところの代表者の方も今選出させていただいておりますので、これらの結果を踏まえて、これからの5年間、どう進めるべきかという議論をこれからした上でですね、あらためてこの計画策定の骨組み、中身をやっぱり作っていきたいというふうに考えています。私自身はもちろんいつも町政執行方針の中でも述べておりますけども、町民にやさしいまちづくりで、町民が自らが元気が出るような施策、これらを盛り込みながらですね、この新しい重点計画を作っていきたいというふうに考えておりますので、力強い産業と子育て、安心して子育てできる環境と、あるいは健康で安心して住み続ける、そういったことをさらにバージョンアップをしながら、いろんな施策が書いておりますように、前へ進めていきたいと考えています。

○議長（須河 徹君） 仁木義人。

○9番（仁木義人君） 今回この私がこの質問をするに対してですね、第1期という部分が今回で終わるというのもあったんですけども、こういう総合戦略っていうようなものがきちんと町の方で設定ですとか考えられているだか、ただの計画でどうしても終わってしまうというのではなくて、今回、第2期に向けていい機会だと思いますんで、どうしてもせっかく作るこういう総合戦略が生かされてですね、これから訓子府町のためにですね、生きていけばと思って今回質問したところなんですけども、今回の総合戦略が先ほど申したとおり計画だけでなくに結果なるように、これから期待しておりますので、検証等です、続けていただきたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移りたいと思います。

地域おこし協力隊について。

平成21年度より、地域の魅力のPRや農業等の従事、福祉、教育などの幅広い活動を行い、その地域での定住を図ることを目的として全国各地で活躍をしている「地域おこし協力隊」ですが、来年度より始まる「第2期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点戦略の施策・取り組み内容の中に「地域おこし協力隊を配置し、任期終了後も継続して地域活動を行いながら、「訓子府町に安心して定住できるように支援します」とあります。

そこで、次の点について伺います。

一つ、どのような人材をどのように配置するのか。また、その募集方法や人数は。

二つ、協力隊終了後の定住に向けた対策は。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1点目に「どのような人材をどのように配置するのか。また、その募集方法や人数は」とのお尋ねがありました。

地域おこし協力隊の配置については、配置する人材や任務等について、現在のところ具体的に決めておりません。まずは、まちのビジョンや受け入れコンセプトづくりなどを経て、隊員の活動内容を明確化することが大事だと思っています。

また、居住場所の確保、日常生活のサポート体制など、配置までに協議しなければならない事項が多くあります。

道内自治体での配置状況については、平成30年度の特別交付税の交付状況を見ますと、157自治体679人、うちオホーツク管内では16自治体で54人の隊員が配置されています。これらの自治体の事例も参考にしながら、配置に向けて検討していきたいと思っております。

募集方法については、町のホームページおよび地域おこし協力隊の支援を行っている全国1,427の自治体が会員となっている「一般財団法人移住・交流推進機構」通称「ジョイン」のホームページの活用を予定しております。

隊員の人数については、基本目標である「力強い産業としごとを創る」の重要業績評価指標KPIの目標値は、5年間で2人としております。

当初は1人を配置し、任期終了後、任務の達成状況や必要性などを協議し、必要な場合は、引き続き新たな隊員1人を配置することを想定しております。

なお、新たな任務が発生した場合などについては、隊員の増員について、都度協議していきたいと考えております。

2点目に「協力隊員の定住に向けた対策」でございます。

地域おこし協力隊の任期は、特別交付税の財源措置上1年、最長3年までとなっており、隊員は、この間に任期終了後の就業や定住等の準備が必要となります。任期終了後、起業や事業承継する場合は、設備費、備品費、土地・建物賃借費などに要する経費について支援していきたいと考えております。

また、情報提供や相談、地域住民とのコミュニケーションの場の確保など、安心して定住できるように支援してまいります。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ただいま、町長の答弁にありました地域おこし協力隊の件ですが、現在のところ具体的に決めておりませんとご答弁ありましたので、ちょっと内容、質問について、内容について、ちょっとずれるかもしれないですけども、各地、中にありました道内でも157自治体で679人、管内では16自治体54名の隊員が配置されておりますとありますが、地域おこし協力隊が始まって10年ほど経っているようですけども、今まで訓子府町が地域おこし協力隊をお願いしなかったという部分と、これから来年度からに向けて今、協力隊をお願いしようという考えになったという、その経緯ですとか、何かありましたらお願いします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 地域おこし協力隊については、今まで配置してなかったというのは、明確にはちょっと私もわからないとこなんですけど、ただ、地域おこし協力隊ってこういろいろな任務考えられると思うんですけども、例えば集落の活動を実施する場合に、集落といっても、あちこちの集落がひっついて、何かこう一つになって、その地区の活動するとかっていうことが多いと思うんですけど、どちらかというとなら、訓子府って、それぞれ町内会とか実践会とか独立してやっている部分が多いと思うんで、そういう意味では集まってこう集落で何かするとかっていうことが少なかったのも原因かなと思って、今考えるのはと思います。今回、第2期総合戦略を立てるにあたって、ここに載せたんですけども、人口減少については第1期でも目標値、上げてますけども、減少

自体は止められないというか、減少しているのはもう事実、目標値よりも逆にこう悪くなっている部分も多少あるのかなと思ってます。その中でこれからは先ほど話した集落の活動とか、新たな視点、例えば東京圏から来て、こういう町ではこういうことをしたらいいんじゃないとか、なかなかこうここに住んでいるとわからない部分もあるんでないかということで、新たな視点でこうまちづくりをしてもらおうということで、今回配置を考えるとということで上げています。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ただいま、坂井室長の方からあったとおり、やはり町民じゃない町外の方から新たな視点でというところがやはり今回のこの協力隊という部分での、やっぱり大きな力になるところなのかなって考えます。この近郊、管内でも、ちょっと先日、津別町の方にお伺いしてお話を聞いたのがあったんですけど、地域おこし協力隊の方が、結果として道東テレビっていうものを作って、町のPRですとか、そこにつなげてるっていう事例もありまして、やはり町外から見てみて、町内の人が気付かなかったり、そういうところを町の外に配信するっていう部分っていうのは、やっぱり大きいのかなというの、私、個人的にちょっとその地域おこし協力隊について考えるところでありまして、例えば、もちろん農業の部分で町の特産品が我々にとっては当たり前だと思っている部分を町外の人から見ると、もっと素晴らしいものだっていうところで町外にPRをしていただいたり、町内の商店街ですとか、商売やっている方にとっては、町の商売一つ一つのお店のPRなども、やはり住んでいるとなかなかわからないんですけど、外から見ることによって、その一つ一つの店の良さですとか、良いものですとか、そういうのをPRしてつないでいただいて、町の外、町外、道外、そういうところにつなげて、訓子府のPRができるような地域おこし協力隊っていうのがいたらいいなって個人的にちょっと思ったので、今回質問の部分にもなります。ただ、定住につなげる部分ですとか、勤務中、1年から3年っていう部分の勤務中についての、やはり地域おこし協力隊個人のモチベーションですとか、その辺の差がやっぱり大きらしく、各地で結構、全国で成功例というのは多々照会されて、皆さんも見たことあるような地域おこし協力隊の活動あると思うんですけども、やはりその中でも、せっかく配置しても、やはりなかなかこう訓子府町に合わないですとか、なかなかその人のやる気がうまくこう反映できないとか、いろいろな問題はあるみたいなので、もし地域おこし協力隊というものをこれから前向きに設置するのであればこれから訓子府町の発展のために効果的に配置できるように、もちろん推進室の方で考えるのもそうですけども、幅広く、そういうものを設置するにあたって、どのような設置方法がいいのかっていうのを、幅広く集約して設置につなげていただければいいなと思います。これから地域おこし協力隊だけじゃないんですけど、地域の発展のために効果的に配置していただきたいと思いますので、今回期待して質問させていただきました。時間の都合上、こちらの質問についてもちょっといろいろお聞きしたいんですけども、今後の機会にまた一般質問を通じて質問したいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。町長よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 地域おこし協力隊やサテライトについては、今回の重点項目の中でも具体的に挙げている例です。私自身の中には迷いがありました。例えば、うちの町の

場合は農業者の新規就農についても、かなり他の管内から見ても遅れてスタートして、今、2、3件ございますけども、果たして、よそから来た人を受け入れていける土壌があるのかどうかっていう、こんな迷いも私自身の中にはありました。例えば高知や群馬や、いろんなところにお付き合いをさせてもらってますけども、いきいきと頑張っておられる人たちも見て、目的をきちんと明確にこっちから与えてやった方がいいのか、それともフリーハンドで来てもらった方がいいのかっていう迷いがあります。しかし、いずれにしても新しい元気なまちづくり推進室長を中心として、この二つのサテライトと地域協力隊については、新たなる可能性をこの町の政策として上げるという点では私自身も含めて、懸命に具体化に向けて努力していきたいと思っておりますので、またお力添えをいただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 9番、仁木義人君の質問が終わりました。

次は、10番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。

自主防災組織の現状と地域防災活動の今後の進め方について、町長にお伺いいたします。

本町は防災に対する意識の向上や災害時に自主避難できる体制の整備を目指し、各地域に自主防災組織の設立を推進しています。災害の少ない地域ではありますが、少子高齢化の中で、今後、地域防災活動をどのように進めていくのか町長に伺います。

1点目、町内の自主防災組織を立ち上げた地域と組織人数と主な活動内容は。

2点目、災害時の要援護者の情報収集はどのようにすべきと考えているか。

3点目、自主防災組織を生かしながら今後地域防災活動をどのように進めていくか。

以上、お伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 現在の本町の自主防災組織は6町内会、2実践会で2,060人、42.3%となっています。

主な活動としましては、昨年3月に日出町内会冬季防災訓練を実施したほか、日赤看護大学根本教授、網走地方気象台の防災落語などを行った「防災・減災講演会」への参加や町内会長を対象に網走開発建設部北見河川事務所から常呂川の防災対策の内容の説明を受けたところでございます。

2点目、災害時要援護者の情報収集につきましては、災害対策基本法および地域防災計画によって、避難行動要支援者名簿を要介護3以上や各障がい区分に応じて整備しているところではありますが、自主防災組織をはじめとした地域との連携を進め、平常時における名簿の共有ができるシステムづくりが必要であると考えています。

3点目、災害発生時の基本である自助、共助、公助の役割分担を自主防災組織などの地域と連携して取り組むことが必要であります。

住んでいる方をほぼ把握している実践会地区と町内会地区の意識の違いはありますが、一部の町内会では、個人情報保護法による台帳づくりに取り組んでいることや先進組織の防災訓練実施による課題の抽出のほか、先ほども申し上げましたが各地の豪雨災害を受け、

町内会連絡協議会で常呂川の防災対策の説明を受けるなど防災意識が醸成していることも事実であります。

そうした状況の中で、時間はかかりますが、自主防災組織の設立を推進するとともに、2点目にありました、避難行動要支援者の避難を支援する援助者や支援方法、避難場所、避難経路などの個別計画の策定を地域と連携し検討するほか、自主防災組織育成支援事業補助金を活用し、災害時に地域の実情に応じて主体的に行動できるようにするための訓練や研修、防災知識等の普及、啓発などに努めております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 1995年1月に起きた阪神淡路大震災をきっかけに全国の多くの地域で結成が進んだ自主防災組織ですけれども、その実態は活動が休止していたり、担い手不足や住民の参加が少ないなど課題が多いようです。私たちの町はまだ組織の推進が始まったばかりですけれども、自然災害が少ない地域なので、逆転の発想として、この組織を生かして住民の防災意識を高め、地域のコミュニティを図るよいきっかけになるのではないかと私は期待しております。1点目の現状がよくわかりましたけれども、やはりここは各町内会からスタートしているようです。そうなりますと、今年度も、こないだの補正予算では防災の組織が新たには発生していないように見受けられますので、今後この6町内会以上ですね、全町内で立ち上げるというのは、とっても難しいのではないかなと私は思っていますし、職員の方もきっとわかってらっしゃるんじゃないかと思えます。今年度に入って全町内会の役員の方々と全議員で意見交換した時も、やはり町内会の役員の成り手不足で課題を抱えている町内会が多くあります。そうなりますと、町内会活動にプラスして、この防災の組織を立ち上げるということが、もっともっと町内会の負担が大きくなる訳です。それで、そういう現状も踏まえまして、今後、全町的にこの組織を広げるためには、行政として、どのような取り組みが必要か伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、自主防災組織の町内会全域への部分の拡大について、今度どのような方策でやっていくんだというところでございました。実態とする議員おっしゃるとおり令和元年度の加入というか、設立された団体はゼロでございます。そういった意味では積極的に町からの働きかけがもっとも必要である。ただし、議員言われているとおり各町内会自体の活動の負担になるというところが非常に大きいところでございまして、前段言われたコミュニティっていうんですかね、だから我々が思っているところでいくと新年会とか忘年会と同じように防災訓練をできるような、組織づくりが一番大切だよっていうのは職員の内部では話しているんですけども、それなかなかやっぱり新しいことに対して、一つやっぱり行事が増えるということもあるんで、なかなか難しい。答えにはならないんですけども、今後も粘り強く推進に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 災害というのは、今回の新型コロナウイルス感染のこともそうすけれども、実は住民にとってはみな共通の話題といたしますか、共通の出来事だと思うんですね、ですから意外とこれは地域コミュニティを活発させるための、一つの手立



てになるのではないかと。もっと積極的に考えれば楽しんで、その防災の意識を高めるといふ、何か方法、工夫が必要なんではないかなと、いろんな本にも書いてあります。それで今、課長がおっしゃったように、多分、町内会の組織立ち上げはこの6町内会が限度なのかなと。当然これから推進していくのに働きかけはしなきゃいけないんですけど、私は町内会がやらなきゃいけないということではないような気がするんです。例えば講演会とかは今回、私は出席できませんけれども、災害のリーダーを育てるといふことは、別に町内会活動に限らず、もっと広い意味で、そのリーダーを育てていけば、そこからその地域に発信していくことも一つですし、この今立ち上がってる6組織、これをもっとじょうずに活用していくってことも大事なのかなと思っています。私たちの町内会も一番最初に立ち上げたんですけども、確かに避難訓練を居武士小学校の子どもたちと一緒にやって、とても楽しく学ぶことができました。でもそれで終わってしまいました。遅いんですけども、今回、今年度の総会でまず住民の皆さんに了解を得てから、援護者のマップづくりといひますか、それをしようかと今、話し合いはしてますけども、なかなかうまくいきません。そこら辺の組織の、現在ある組織の活用をもう少し考えていただけたらなと思ひます。あと先ほど言ったリーダーの人材育成です。それに対する案をこれからお願いしたいなということと、二つ目の災害弱者のことなんですけども、多分何か有事が起きた時はみんなもう自分たちが逃げることで精一杯だと思ひます。でも逃げられない人、すぐには逃げられない人、援護者としては、障がいのある方、難病を抱えている方、高齢者の一人暮らしの方、それから外国人の方や妊産婦、乳幼児を抱えている方など、多岐に渡っていらっしゃると思ひます。それを各町内会でどこにどういふ弱者の人たちがいるのかということをもまず把握しなきゃいけない。その作業はやはり行政とその組織や町内会が協力し合っ、ぜひこれは実現していただきたい。それで把握したあと、それをどうしようか。これも町内会の意見の中にありましたが、シミュレーションしなかったら、実際何も役に立たないだろうという意見が多かったです。このシミュレーションをするといふのは、やはり行政主導でなければ地域でなかなかできませんので、このことに対する考えもお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、災害の町内会を超えたリーダーの育成等々も含めた中で要支援者の町内会単位での名簿づくりやシミュレーション等々の部分のご提言をいただきました。議員おっしゃるとおり、我々も全町域、最初に町長の答弁でも申し上げたんですけども、全町に向かったアナウンスっていうか設立のアナウンスも必要なんですけども、逆にモデル地域的な部分を推進していかないと、議員おっしゃるとおり、一番最初に設立した日出町内会もちよっと止まっているような状況もございまして、そういった意味では、名簿を作ることは一定程度、本人の了解を得た上であればできるということなんで、それはある程度できますけども、その次に向かって、やはり、例えばAさんを隣のBさんが災害時は避難所まで、この道を通って行くんだといふところは、きちんと、うちの防災計画にも、要するに要支援者を支援する方は隣近所といふか共助といふ中でやっていかないとできないということもあつて、そういった計画を作るっていうことは、防災計画でうたっていますんで、そういった意味では、そこまでまだこう、努める段階でまだ達していないといふか、やっていってないっていうのも実態としてございまして、そういった

意味では、今日いただいた意見を少し時間がかかると思うんですけども、方向性としては間違っていないのかですね、方向性としては我々もそちらに進んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 今、回答書の中で地域防災計画っていう言葉が出てきましたが、今、課長もおっしゃいましたけれども、本町の地域防災計画というのは、どのように立てられているのか、ちょっと議会の方に示されたことあるのかどうか、ちょっとわからないんですけど、あと、その地域防災計画を立てる場合にですね、やはりその防災組織の方々を加えるというか意見を聴取するってことも一つなのかなと思っています。そのことについてちょっとお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、地域防災計画の関係でご質問いただきました。沿革としましては、昭和40年4月に一番最初に作りまして、直近でいきますと、27年5月の修正ということです。これにつきましては、防災会議っていう部分がございます、国の機関、北海道の機関、町の機関、警察、消防、指定公共機関、NTT、北海道電力、郵便局、そのほか北見医師会、土地改良区等々のメンバーを集めて防災計画を作っているところでございます。議員言われるとおり非常にページ数的には200ページを超えるようなデータがありまして、これを町議会に対して示しているということは、現在までは、ちょっと古くはわかりませんが、最近の改正時点ではなかったかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） そうですか、今よくわかりましたけれども、この各団体の関係者の方が集まっても、でも町民の意見は全然反映されませんよね、今年度、新年度予算に地域防災訓練というのが確かあったと思うんですけども、それはこの防災計画から実施されることなんですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） これ防災計画示さないで中身言うのもあれなんですけども、防災計画の中に自主防災組織の育成等に関する計画、その中に地域の防災訓練ということも含めて入っていることと、防災思想の普及計画等々もございまして、それらを含めた中に掲載をさせていただいているというところでございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） この問題に対して、町長に最後にお伺いしたいんですが、実は今回のこの世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症ですけれども、ある専門家が、これは国がこの感染症対策を災害として今まで意識してなかったんじゃないかと。本当にどこの町もどこの国もいつ終わるんだろうか、どこまで広がるのだろうかという不安感で一杯です。となりますと、この災害、自然災害や人為的災害の他に、この危機管理状態を必要とする、この感染症対策は今後絶対必要じゃないかと私は思いますし、皆さん思っていると思います。それでうちの町として、もし発症した時とか、やっぱり住民の安心、安全を守るためにも、これはやっぱり地域の防災の計画とともに今後必要なんじゃないか

と、大体7、8年をサイクルにこのウィルスは変異していきますので、どうでしょうか、この考えをお聞かせください。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 新型コロナウイルスの問題を中心として、こうしたコロナウィルス等に対する本部の立ち上げ等々は実際にはうちの町が安倍首相や鈴木知事なんかの要請も受けたのを前後しながら、うちの町としては対策本部を設けて、役場内の組織の中で具体的に詰めているという状況にあります。これが本当にこの程度でいいのかどうかという問題は議員のご指摘のとおりでありますので、その点で言うと、国が今かなり国会の議論の中でも活発な議論をして、危機管理の特措法を設けるべきかどうかということも含めて、現行の今の制度の中で十分できるのではないのかということも含めて、やっぱりうちの町だけではなくて、世界的にも今、議論が非常に日本の対策が遅れているということも含めてですね、あらためて全国的なレベルで検討していかなきゃならないなというふうに思います。それから先ほどの地域防災計画もいろんな考え方もありますけれども、例えば北朝鮮のミサイルの発射だとか、いろんなことあれして、国が防災計画を作れという、国主導とか行政主導の中で作られてきた。だから警察や自衛隊やいろんな人たちが、こうした危機状況に対して一元的に対応するという組織づくりがなされてきた訳です。それが本当に住民の下から作り上げになっているのかどうかということについては、甚だまだ難しい問題多々あると思いますので、これらも見つめながら前向きに検討していかなきゃいけないなと思っています。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 本当にどんな形で住民の安心安全が削がれるかってことは、これからもわかりませんので、自然災害だけではなくて、この感染症も含めて地域の中でみんなで守り合うということも、それは行政の主導を基にしてということなので、もう少し観点を変えながら、形だけの防災組織とか、防災計画には決してならないように、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がありませんので、次の質問に移りたいと思います。

2点目は、教育長にお尋ねいたします。

特別支援教育の充実と進化への今後の考え方についてお伺いします。

特別支援教育への制度改正が施行されて13年目となります。これまでの成果や課題を整理していく中で、子どもたちの個性や障がいの違いを理解し認め合う社会を目指して、本町の特別支援教育がより充実し進化するよう今後の考え方を教育長に伺います。

1点目、現在の支援を必要とする児童、生徒の人数と通級指導の状況は。

2点目、過去3年間の義務教育後の進路状況は。

3点目、本町の特別支援教育がより充実し進化していくよう今後の考え方をお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 1点目の「現在の支援を必要とする児童、生徒の人数と通級指導の状況について」お尋ねがございました。

本年度の特別支援学級の在籍者数は、小学校では19人、中学校では8人が在籍しており、小学校での通級による指導については、発達と言語にそれぞれの担当教員を配置し、

32人が指導を受けている状況にあります。

現在、本町の特別支援教育は、障がい種別に「自閉・情緒」「知的」「肢体不自由」「言語」の特別支援学級を設け、特別支援教育に関し専門的な知識と技能を有する教員が指導にあたるとともに、町単独の特別支援教育支援員を配置し、子どもたちの学習活動や生活面での支援を行っているところです。

2点目に「過去3年間の義務教育後の進路状況について」のお尋ねがございました。

中学校において、特別支援学級に在籍していた生徒の進路状況については、まず、障がいの種別に応じて、専門性の高い教育と将来の自立に向けた教育活動を行う高等養護学校や普通科高校、専修学校などが進路として選択されております。

過去3年間の進路状況については、平成28年度卒業生では、高等養護学校へ2人、普通科高校へ2人が進学し、平成29年度卒業生では、高等養護学校へ1人、農業科を設置している公立高校へ1人が進学し、平成30年度卒業生では、高等養護学校へ1人が進学している状況となっております。

3点目に「本町の特別支援教育がより充実し、進化していくよう今後の考え方について」のお尋ねがございました。

本町の教育環境は、こども園から小中学校まで、すべて町立で設置されていることから、学びや支援の継続が図れる環境にあり、子どもたち一人一人にきめ細やかな支援を行っているところです。

しかし、近年は、小中学校での特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しているほか、通級による指導を受ける児童、通常の学級に在籍する児童生徒においても特別な配慮を必要とする子どもたちも増えてきており、校内全体での特別支援教育に対する専門的指導力の向上を図るとともに、学校間のさらなる連携が必要と考えます。

平成30年度に、こども園や小中学校、訓子府高校とが協議し「育ちの手帳」の改訂を行い、支援が必要な子どもたち一人一人の生まれてからの成長の記録とともに、特別支援教育に関する学校と家庭との橋渡し、こども園から小中学校までの学校間の連携に活用しているところです。今後、この「育ちの手帳」を通して、高校教育や社会の場で、障がいのある子どもたちの特性や能力を理解しながら、障がいのある子どもたちの自立と社会参画を支援できる地域社会を目指すことが、これからの特別支援教育の充実につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 町の人口統計によりますと、平成19年、小学生が314人、中学生は144人、合計458名でした。令和元年度は小学生244人、中学生125人、合計369人です。この12年の間で89人の子ども、児童生徒が減少しております。そして教育委員会の点検・評価報告書を拾っていきますと、平成20年度は小学生が支援を必要とする小学生が12名、中学生が1名、合計13名です。それで今聞きました、教育長がお答えいただきました令和元年度ですね、支援を必要とする小学生が19名の中学生が8名、合計27名です。この、単純には比較できないんですけども、生徒数、児童数が減った中で支援を必要とする子どもさんたちが多いというのは教育長としてはどういうふうな捉え方をしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、議員の方から本町における特別支援を要する子どもたちの推移の状況の説明をいただいたところでございます。今言っているように障がいの必要とする子が増えている状況の中では、一つは前段議員がおっしゃっている特別支援教育から制度が変わったという、そのことが細分化された中で、特に学習障害とか、そういうところの子どもたちが増えてきている状況があるということ、それと本町においては、やっぱり早期発見、早期療育という観点もございまして、生まれてからやっぱりこども園、さらには小中学校というきめ細やかな保護者との対応も含めながら、その辺を理解しながら今の状況にあるということが、単に数字的なことで増えているということだけではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 私もこれは、この13年間の特別支援教育の大きな成果であったのではないかと思います。その報告書の中をずっと見ていきますと、必ず毎年春に指導委員会から今年度入学する子どもさんの人数とか訓小とか訓中に入学する子どもさんの人数、支援を必要とするですね、児童の人数などが書いてありますが、この指導委員会っていうのは、どういう仕組みなんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 教育支援委員会っていうのがございまして、毎年、支援を必要とする子どもたちに対して、どういう特別支援教育を行っていくことが必要かということ協議する場で、こども園から小中学校の特別学級を担当する教職員が集まりまして話し合いがなされています。その中でも特別支援学級に在籍、どの種別に在籍、障がい種別に在籍するか、またその指導方法などを引き継ぐ場でもあるということで、毎年開催をしているところです。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 時間がありません。先ほど子どもたちの進路についてお答えいただきました。若干少なかったんですけども、もう既に教育を終えた保護者の方からお話を伺いました。お二人とも遠くに親元離れて養護学校に行っ、支援学校に行っ、そして地元に戻ってきたい。1人は帰ってきています。1人は帰ってきたいという希望を持っています。その子どもたちをここの町で育てて、飛び立って、もう一度帰ってきて訓子府で働きたいという子どもたちを町がどう受け止めていくのか、その相談部門とか、そういうところはあるんでしょうか。それとそれに対する考えをお聞かせください。

○議長（須河 徹君） 教育長。1分です。

○教育長（林 秀貴君） 特に義務教育終わって高校進学に先ほど申し上げた状況ある、さらにそこから社会に自立していく中でどう進路先があるという、特に就職の中でその辺のどこをどう、その子どもの特性や個性を生かしながらどう受け止めていくかというのがもちろん大切なことで、さらに私が言っているように、やっぱりそういう相談体制は必要だと思っておりますので、今後その辺のどこも含めた相談体制を充実していきながら、より良いそういう子どもたちの居住環境というか、教育環境に努めてまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 子どもたちにとって、この町が将来的にも住み良い町になるよう、今後お計らいをよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 10番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、7番、山田日出夫君の発言を許します。

7番、山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。通告書に従いまして、町長にお伺いをしたいと思っております。

訓子府福祉会に対する支援について。

我が国でも老後の生活や活動の充実、福祉・医療の進歩などが相まって、平均寿命が延びています。

一方、加齢や疾病、社会変化などから老後への不安が増大し、我が町でもその例外ではありません。

日頃、私が多くのお年寄りから聞いているお声に「安心して人生を全うするための福祉施設の充実」が予想以上に多くあります。

我が町では、その拠点が特別養護老人ホーム静寿園等を運営する訓子府福祉会ですが、近年、国からの介護報酬の引き下げ等により収支バランスの均衡が崩れるなど、運営の危機に直面しております。

昨年6月議会で訓子府福祉会への積極的な支援を求めた私の一般質問に対し「経営アドバイス委託費補助を予算補正し、その結果を見て判断する」と回答があり、今回その支援策が示されました。

訓子府福祉会への支援についてお聞きいたします。

1、経営アドバイスの委託先、委託概要、アドバイス結果について。

2、町の老人福祉における訓子府福祉会に対する認識について。

3、今回示された支援案の根拠について。

4、今後の支援を含む町の対応について。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 4点のお尋ねがありました。

まず経営アドバイスにつきましては、社会福祉法人訓子府福祉会が平成30年度に経営診断業務を実施した「株式会社 吉岡経営センター」に業務委託をしております。委託概要につきましては、契約期間は令和元年7月1日から令和2年3月までの契約ですが、引き続き6月まで再契約をして決算業務支援まで委託すると聞いております。業務内容は財務

会計顧問業務であり、月次の訪問による会計処理チェックや経営会議運営支援などとなっております。アドバイス結果につきましては契約期限を迎えていないことから結論は出ておりませんが、効果といたしましては、データの収集、会議や現場における経営課題改善に向けた活動計画に対する助言をいただいていると伺っています。また、訓子府福祉会からは、経営アドバイザーからの助言を基に、毎月の収支状況やベッドの稼働状況、収入増を図るための取り組みを多職種連携により検討することが定着し、職員の意識も変わってきているとの報告を受けているところです。

次に、2点目の福祉会に対する認識についてですが、訓子府福祉会が運営する施設は、特別養護老人ホーム静寿園、老人デイサービスセンター、軽費老人ホームケアハウスがありますが、それぞれ町内唯一の施設であり、高齢者福祉施策上、重要な施設であると認識しておりますので、今日の経営状況に至った経緯なども考慮し、新年度の予算に運営費補助を計上したことをご理解願います。

3点目、今回示された支援案の根拠。

平成30年に実施しました経営診断によりますと、訓子府福祉会の経営逼迫<sup>ひっばく</sup>の要因は、介護報酬の引き下げなどの介護保険法の改正と付加価値に占める人件費の割合を示す労働分配率が高いことと分析されております。全体の経営の中でも特に人件費の占める割合が高いとのことでありますが、地方においては高い給料でないとなかなか専門職に定着してもらえないという懸念もあることから、給料等を下げることままならない状況にあることは理解できます。そこで、町としては経営を圧迫している人件費に対して助成することが望ましいとの判断から、今年度については人件費の1割を算定の根拠としております。

本来であれば、3月に経営改善計画が提出されることになっておりますので、その結果をもって予算の提案をするべきところですが、令和2年度末の基金残高が事業活動収入の2か月分を下回ることから、令和2年度から運営費補助の決断をさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思っております。

4点目、今後の支援を含む町の対応です。

社会福祉施設を支援するため、平成30年度から介護保険の保険者機能強化事業の一環で、介護職員の確保に向けて、実際の介護現場の状況を確認し、一緒に施策を検討してきました。具体的には、職員募集広告費に対する助成制度の創設、また、職員の学習の場の確保やスキルアップのための専門職の研修会を開催しております。今後も職員確保に向けた取り組みや研修会の開催について支援をしていきたいと考えています。

運営費補助については、令和3年度の介護報酬の改定がどのようになるのかによって、今後の収支計画が大きく変わることになります。また、現在、取り組んでいます経営改善の結果も期待しながら、支援内容を検討していきたいと考えています。

今後、訓子府福祉会と協議を進めて行く中で、送迎車の更新、施設老朽化による配管工事等の大規模修繕が見込まれるなど、経営的にはますます厳しくなっていくことが予想されます。将来的な施設のあり方を含めて、訓子府福祉会とは連携を密にしながら長期的な町の対応を考えてまいります。

以上です。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） それでは、引き続き、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の経営アドバイス結果等について、今、町長から答弁あったように、最終的な結果は出てないけども、2か月分の経費を下回る状況になってきたので早めにした。これは大変結構なことだったかと思います。私はですね、昔から何て言うんでしょうか、施設から福祉課を通じて町に対してはおそらく、想像ですけども、いろいろな支援の要請があったんではなかろうかなと推測しているんですよね。去年の6月議会に対しても要望書が出されましたけども、それが唐突に出てきた訳ではないだろうと。そこに至るまでの経過があって、やむにやまれず、おそらく施設は文書を持って、町と議会に対して要請を出されたんではないかなと思っている訳です。そういう経過はありましたか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 平成26年に大規模改修をしまして、特別養護老人ホームの10床、それとショートステイの2床、これを増床することによって経営が担保できるというようなお話で、大規模改修に対して町が改修費に対しての支援をしてきたところでございます。そしてその後、介護報酬等が下がってきた。単価が下がったということで、平成28年度には口頭で打診を受けておりました。正式には、文書としましては、平成29年度の8月に第1回目の要請文があったかでございます。その後、昨年6月にも要請の文書をいただいているところでございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 私ども議会には去年の6月ということで理事長さんほかが見えて文書で要請があったところでございますけども、なかなか逼迫しているんだなと思えました。当然町は今、経過ありましたように、相談なりを受けていたということですから、去年の答弁、アドバイスの委託費を補正、そしてその結果なり、改善計画をもって、結果をもって補助を決めるかどうかと答弁ありました。でも早めにしたと。今回はそれだということで一定の理解をしているつもりですけども、そもそもですね、そのように早くから福祉会から町に支援の相談要請がありましてね、あったということでもありますから、まずは町自らですね、状況を把握、理解できる訳ですから、まずは支援を先行させてですね、改善計画、アドバイスなり改善計画は並行して同時に行えばよかったんでないかなと素人なりにそう思う訳です。だからステップを設けることは場合によっては必要ですけどもね、そのステップを設けることをちょっと意識し過ぎて結果として必要な支援を1年なり、28年、29年とある訳ですから、数年間、先延ばしに結果としてなったんでないですか。私はちょっとそういう危惧を持つんですけど、町長どうですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほど課長からも言いましたように、26年の施設建設のその以前は大型改修事業については半分の助成をする。そういう約束事でありました。当時、山川所長だったと思いますけども、特別養護老人ホームの個室化を図りたいと。これについて、ぜひ町の理解をいただきたいということで、議会にも説明をさせていただいて、最終的にはこのことによって経営が改善されると。当時補助もなかったですから、ユニット制を導入すると補助はあったんですけども、ユニットになると経営の職員もバラバラにならなきゃいけないと。独自になきゃいけないということもあって、私の方でわかりましたということも含めて個室化、それからデイサービスの増床を図ったということで、その時にお話したのは、今後こうした施設改修等については、基本的には基金を充当して自分た



ちで解決してほしいと。ただ老朽化している施設の大型改修については町としても相談に乗っていかうということの約束をしてたという経緯があります。そうした中で26年にその施設ができた。28年になってあらためて文書で立ち行かなくなったという文書がありましたので、その原因は何だと。民間的な考え方でいえば、町にすべてその赤字になっている部分を町が補填するということに即なるだろうかということも含めて、一つは経営改善を原因と経営改善とそれから職員が一体的に、全職員がこの状況をきちんと把握してるかどうかと。こういったことを独自の努力をしていただきたいと。それは生活改善の問題で言うと歯科医師会の会長をやられている松浦歯科医師も含めて、経営の改善、経営の中身の改善を、それを大変な努力をしながら今日に至っている経緯がありますので、私たちは自助努力も含めて、そういう努力が法人としてやったという形、そして結果として表れている、表れるかどうかと見定めが行政が私は必要だったと判断しました。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 26年以降、今、町長の説明あったことはそのとおりだと思うし、よろしいかと思うんですが、私が言っているのは介護報酬というのは、もう根幹をなすもんですよね、収入の、そこに国の手が入ってきた後から、もう数年経つ訳ですよ、その期間のことを言っておりますので、このことをずっと触れておく時間的な余裕が今回はありませんので、私は大きな分岐点があった後のことを特に聞きたかったということがあります。それはまた機会があるかもしれません。

2番目のですね、福祉会に対する町の認識ということで、重要な福祉施設だということでもあります。今後も連携して対応したいということでもあります。そうでしょう、そうであるべきだと私は思っていますし、今までも町はそうされてきたと思っていますよ、全然されてないかって思ったことは一度もありません。ただ、福祉会っていうのは、あれですよ、平成元年に福祉会というか特養ですか、開設するまで町が一切の事務を福祉課で、当時は福祉課だったか、ちょっと名前忘れましたが、福祉係ですかね、そこで対応しました。その一員に私はいましたんで、忘れもしませんが、そして移設して団体営になっていった訳です。いわゆる設置は町の政策であり、私は長い間ずっと準町営施設だと思っていました。今でも思っています。そうであるならばですね、このほど作られて皆さんに配布された、この6計ですね、6計、3章に、基本計画の第3章に、いつまでも健康に暮らせるまちづくり、その第2節に、ページで言えば54、55ページに、高齢者福祉がある。いろいろ政策載ってます。だけどどこ見てもですね、我が町唯一のって、町長が答弁でおっしゃってる介護の拠点施設である福祉会、あるいは特養等々の、訓子府福祉会のくも静寿園のせの字もないんですよ、54ページ、55ページ、これってあれですか、団体営だから町の計画に載らなかったんでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今の質問に答える前に、先ほどの要請があってから時間があり過ぎたのではないかということについて、町長からも答弁しましたように、私としましても、基金が当初要請された時には何千万円もありましたので、その段階で要請ということにはならないんじゃないかということで、内部で経営改善に向けて考えていただきたいということで時間をとっていたという経過があることをご理解いただきたいと思います。

そして、今の総合計画の計画の中に介護の拠点となる訓子府福祉会の施設がないのではないかということですが、議員おっしゃいますように、その施設については民間の施設だということで、町の計画自体ではないっていいですか、町が計画、勝手にできるものではないということで、名前を載せていないということでございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） おそらくそういうことだろうと思って、質問している側も一定の理解をしながら質問しているんですけども、果たしてそれでいいんだろうかという疑問を持ちながら質問もしている訳ですね、一方でね。確かに団体営でありますけども、在宅介護が進んでいる一方で施設介護の必要性は何ら減ってないんですね、先ほども言ったように長生きする中で、健康寿命かどうかっていう事もありますんで、施設の必要性は依然としてある。産業建設常任委員会だったかな、関係団体と懇談会やった時、農業関係団体の役員さんからも自然と出てました。農業における施設介護の大切さ、お年寄りは非常に心配しているんだということもありましたし、福祉計画立てる段階でのアンケートで町の認識で施設介護の必要性はあまり希望がないんだという、確か答弁あった記憶、僕はあるんですけども、去年だったかな。お年寄りのアンケートというのは若い家族の方が書いている例も結構あるって私は耳にしていますしね、必ずしもあの数字がそのものズバリお年寄りの意見かどうかっていうのはちょっと慎重にかからなければならないと私は思っています。そういう中では非常に私がこう接している中ではすごく特養に対する心配、守ってほしいとか、充実してほしいって話がすごくあるものですからね、町はその、先ほど私の準町営認識も含めてですね、ここの答弁にあったように、あの答弁からいったら、ここに載らないというのおかしいですよ、誰が考えても。今載ってないんだからしょうがないけども、今後ですね、今後、団体だから載らないなんて、そんなことはないですよ、そしたら団体営や個人営業に対する補助や事業たくさんやっているじゃないですか町は。そんなことないですよだから。だからここに載っていないことは今さらしょうがないけども、意識としてですね、町長の答弁があったように、一步進めて、何て言うんでしょうかね、自分の町の大事な施設ということで主体性、もう少し一歩踏み込んだ、主体性を持った認識をとっていただきたいなど。ただ私は回答を信じますから、そういうことだということで理解をして三つ目に入ります。

さて、2千万円の補助金の根拠は人件費の約1割だよということで答弁ありました。私がもらった、その6月の要望書しか私は知りません。特養に行ってあまり施設長のところ押しかけてですね、いろいろすると施設としてもこそばゆい面もあるでしょうから、私はちょっと遠慮しながら、その資料しかありませんから、数字は若干動くのかもしれませんが、3施設の人件費総額で2億5千万円強だと。支援額は2千万円、1割には達してないと思いますね、今、1割という回答を聞いて、「おっ」と思ったんだけど、8%割っていると思います。若干小さい数字の動きはあっても、2千万円という金額はどう考えても理論がわかんない。1回目だから、まあつかみ金って言ったら言葉悪いけど、2千万円、切れのいいところもあって2千万円だったんでないかと。支援の額の支援の姿勢とこの2千万円という額、理論とビジョンがちょっと薄いんでないかなと私は思います。人件費が66%占めるんですよ、支出の65か66、いわゆる人材が全てと言ったら大げさだけど、建物があって、設備あったら、あとは人材なんですよ、だから低いという低額、これ私の

言う言葉ですからね、低いという意味での低額、足切りという定額、根本的な人件費の補強になる補助金を、2千万円には反対しません、しませんけども、今後そういう視点で補助金を考えていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今回につきましては、あくまでも経営改善計画といえますか、経営アドバイザーから出てくる結論を待てなかったということで、それでもまだ若干基金は年度末には残るということもありますので、人件費が2億、ちょっと今金額探しているんですけど、見つけられないんですけど、2億ちょっとなんですよね、それに対して1割ということで今回は算定根拠としております。ただし次年度以降につきましては、経営アドバイザーから出ました経営診断といえますか、改善計画ですね、そういったものをもう一度精査しまして、次年度以降の算定はまた新たに考えていきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 私は6月、去年の6月の数字だから、その数字は間違いないと思うけど、移動はしているでしょう、多少ね、それで今も課長の方からあったように、アドバイザーから出てくる結果、そして改善計画を団体は作るでしょうから、訓子府福祉会は作るでしょうから、それを見て来年度以降はっていうのは、それはわかります。多分、これ前の質問の時にも気にしたけども、答弁にもあったように、今日の答弁にもあったように、経営コンサル、あの支出見たら、人件費高いっていうことは誰が見ても想定できる。一方で優秀な人材、マンパワーの確保があの施設の命なんですよね、静寿園だけじゃありません。すごく流動化しているのご存じですよ、引き抜きなんて言葉もあるぐらいで、働いている方もやはり恵まれた環境、労働環境の方に流れるの、これしょうがないことだし、そういうことを考えた時に、アドバイザーの予想される、または団体がやむなく表現するかもしれない人件費の抑制っていうことに簡単に町は迎合<sup>げいごう</sup>というか、「ああそれはいいことだ」ということで乗っていくと、元も子もないことになるんでないかということをおもはもう常々心配しておりますので、その点は町長どうですかね。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 10%の妥当性の問題も含めて出ています。それともう1点でいきますと介護報酬がこの間にどのぐらい削減されてるかということになりますと、約10%弱なんです、そういうことを考えていくと、確かにこの部分でいっているのは労働分配率が80%超してますから、これは人件費率が高いというのは明らかな訳ですよ。しかし介護報酬がこれだけ削られているという状況に、どうやっばり法人として努力してるかっていうことと、人がなかなか集まらなると、辞めていくということに機敏に対応していかなきゃならないということが1点あります。もう1点でいきますと、国はですね、平成27年からと言った方がいいと思うんですけど、介護職員の処遇改善で加算の制度を設けている。大体民間でいくと道庁でこの間行って来て確認をしましたら、この加算の利用とあわせて経営改善をやっているんだということですから、その点でいくと、今回の2千万円の妥当性と、それからさらにまた6月までの経営診断を見つめて客観的にもやっばりこういう支援が必要なんだという、こういった額を判断していかなきゃならない。それと同時に類似施設でこの10年間の中で変わってきたというのは、はるるが誕生しました。これは地域密着型の施設、事業施設でありますけども、これらの人件費や募集状況、

いろいろ全体で考えて今静寿園があるべき論を我々は一緒になって静寿園と考えていかなきゃならない時期だというふうに考えています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。あと1分です。

○7番（山田日出夫君） これで質問終わりますけども、私は静寿園の職員と何らかの相談をして、この場に立っておりません。そのことをあえて言って、述べて質問を終わりたいと思います。今後とも静寿園の支援については、私の言い方で言えば準町立ということ意識してお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 静寿園の幹部職員7名が夜間町長室にやってまいりました。それから所長とも日常的な相談も含めて具体的に詰めながら妥当性をみんなで考えていくという状況でありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 7番、山田日出夫君の質問が終わりました。

次は、3番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、一般質問、質問の通告書に従いましてしていきたいと思います。

今回は2点あるんですけども、時間の関係もありますので、本当にごく限られた質問になるかと思えます。

まず国民健康保険についてであります。

訓子府町においても、2020年度に北海道に納める「納付金」と本町が被保険者から徴収する「保険税収納必要額」の「仮試算」が北海道より示されていると思いますが、「本試算」に基づく「納付金額」「保険税収納必要額」も提示されてくると思います。

また、国保を巡っては「保険者努力支援制度」における評価指標や「マイナンバーカード」の運用も来年3月から開始されようとしています。

よって、次の点について伺います。

1、訓子府町に示されている「納付金」など仮試算の内容はどのようになっているか。

2、示された「納付金」や「保険税収納必要額」が被保険者ならびに本町に与える影響はどうか。

3、2020年度の「保険者努力支援制度」において、法定外繰入の解消等に向けた実効ある取り組みの推進が求められていると思いますが、その内容はどのようなものか。

4、マイナンバーカードの普及を目指して、健康保険証としての利用を開始しようとしているが、そのためのスケジュールはどのようになっているか。

また、このことに対してどのような見解を持たれているか。

5、子育て支援として、また人口減少対策の一環として、子どもの均等割全額免除もしくは減免についての考えはということであります。

よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 国民健康保険についてでございます。

国民健康保険事業は、平成30年4月から都道府県に単位化され、北海道に「国民健康

保険事業費納付金」を納付することになっています。

本町の令和2年度の事業費納付金額は、1月31日の通知により、3億510万1千円で、うち医療分が2億2,710万6千円、後期高齢者支援金分が5,681万7千円、介護納付金が2,117万8千円で、前年比10万5千円の減となっております。また、被保険者1人当たりの保険税必要額につきましては、14万3,489円で前年比815円の増となっております。

標準保険料率につきましては、所得割が10.68%、均等割が4万1,668円、平等割が2万7,380円で、市町村はこの料率を参考に試算し、実際の保険税率を決定しますが、本町では独自の税率を設定しております。

2点目です。

北海道に納付する事業費納付金が増えますと、増えた分を確保しなければならないため、被保険者から徴収します保険税の負担は増えることとなります。今年度の賦課処理におきましては、11年ぶりに税率を改正させていただきましたが、事業費納付金を確保するほかに、医療費分に偏っている賦課バランスの調整や激変緩和終了後の保険税が過度な負担にならないよう考慮しながら対応させていただきました。

令和2年度の事業費納付金額は、3億510万1千円ですが、被保険者から徴収する保険税による必要額は、約2億4,200万円でありますので、去年の被保険者の所得状況等が一昨年と比較し大きな減少がなければ、令和2年度の保険税に与える影響はないと思います。

次に、3点目です。

保険者努力支援制度は、保険者が行う医療費適正化等の取り組みに対して、インセンティブ強化を図るため取り組み内容を点数化し、獲得点数に応じて市町村に交付金が交付される制度で、事業費納付金の引き下げ財源になることから、被保険者への保険税の負担軽減になるものです。法定外繰入の解消等における評価指標は、2020年度新たに追加されるもので、保険税負担を軽減する目的による法定外繰入をなくすための取り組みであります。

評価内容は、平成30年度の国民健康保険会計決算におきまして、決算補填の目的の法定外繰入等を行っていないければ35点を獲得できます。繰り入れを行っている場合は、赤字削減・解消計画を策定することになり、削減額の到達状況に応じて獲得点数が変わります。解消計画に赤字解消期限を定めていない場合でも、削減額が達成されていれば点数を獲得できますが、削減額が達成できていない場合は減点され、計画自体策定していない場合も減点される内容になっています。

4点目です。

国では、マイナンバーカードの普及、その利活用の促進などを目的に、令和3年3月にマイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」を導入し、本格運用するスケジュールになっており、医療機関や薬局でのシステム導入経費を支援するため、医療情報化支援基金を創設し、令和5年3月までに概ねすべての医療機関・薬局での導入を目指しています。本町では令和2年度、保険証などに記載されている保険証番号に個人を特定する枝番を付与するシステム改修のほか、12月にはオンライン資格確認システムにデータを登録する予定となっております。また、マイナンバーカードの健康保険証

として医療機関等を利用される方が、健康保険証かマイナンバーカードにより受診することができ、限度額適用認定証等がなくても医療費が高額となった場合には所得に応じた一定額までの負担で済むなど、マイナンバーカードの利用価値が増え、被保険者の利便性にもつながるものと考えています。

5点目です。

本町で把握している、子どもへの均等割額を独自に免除または減免している自治体数は、全国で少なくとも29自治体、道内では旭川市が高校生までの均等割額を減免しておりますが、都道府県単位化により旭川市では廃止を検討しているとのことであります。本町における保険税の子どもの均等割額の免除等につきましては、免除等を実施した場合に不足する保険税を子ども以外の保険税率に上乘せして補うか、一般会計から財源補填するかですが、北海道全体で保険料を平準化し、公平な負担を目指しているところですので、子どもの均等割額の免除等は難しいものと考えております。なお、本町におきましては、認定こども園の幼児教育・保育の無償化、各種健診や予防接種等への助成、中学生までを対象とした一部負担金を除く医療費の無償化など、子育てに対する経済的負担軽減策を講じておりますのでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、本当に何点かになりますので、ちょっと端折った質問になると思います。

今回、道から示された納付金の問題等につきましては、とりあえずは新たな負担が生じないという形で出ておりますし、そういうこともちょっとお聞きしておりましたので、この点については、とりあえずはよかったのかなというふうに思っています。

それで、次の関係でいきますが、3番目の保険者努力支援制度の問題なんですが、言ってみれば、これは保険、いわゆる法定外繰入の解消というのが2020年度、いわゆる次年度から非常にこう強力で推し進められてきて、この問題は先ほど言った最後の子育て支援としての、いわゆる均等割の減免、あるいは免除に関わることかなというふうに思いましたので、あえてちょっとお聞きしたんですが、国はそういった形で何らかの形でこの健康保険、国保の問題に対して自治体が独自の支援策を講じること、その時に基金があればまた別なのかもしれませんが、こういう状況がない中で国民の、あるいは本町でもそうなんですが、私たちもこう所得税の確定申告に向けた計算会なんかを何人かでやっている中で、やっぱり出てくるのは、所得税の申告に向けての心配というか負担の重さも含めて、やっぱりそれに連なって健康保険税がどうなってくるのか、やっぱり大きな問題として出てきているんですよね、特に農業者の場合は所得があるところは大きな負担にはなっていないとは思いますが、特に新規就農とか、さまざまな形でやっている方もやっぱりいるんですよね、その中で、やはり子どもがいればそれにかかる2万9千円の均等割というのはやっぱり本当にこの負担になるという話は再々やっぱり聞くとこです。これは農家だけではなくて、自営業者も含めて、その他の自営業者も含めてやはり子ども、子育ての世帯が共通して持っていることじゃないのかなというふうに思いました質問なんですが、そういう中であって、この健康保険の取り組みというのは、あくまでも、道もこうやって2020年のこういうふうな形で打ち出してはいるんですけども、国も打ち出

してはいるんだけど、あくまでも自治義務であって、自治体はその運営については責任を持つということになっているのではないかなというふうに私は思っているんですが、この点の考え方はどうなんでしょうか。あくまでも道なりがこういうふうに言ってくるというのは、いわゆる技術的な助言というのか、そういう範ちゅうでしかないんでないかなというふうな思いをしているんですね、それにこう強引に、何て言うんですか、市町村、いわゆる国保の都道府県化があったから、道が財政運営もやっているから、より強力で押し出してはきているんだけど、しかしそれは本来はそうではないという認識というのは、やっぱりおかしいんでしょうか、その辺ちょっと聞きたいなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 子どものところの均等割の減免の部分で、要は自治体が責任を持って対応すべきで、国なり道が口を出すなというか、あくまでもそういった国と道は指針でそういうふうに定めているんで町独自の部分があってもいいんじゃないかという部分の質問だったとは思いますが、基本的に先ほど議員おっしゃいましたように道が財政的な主体になっておりますんで、それを一自治体がそれを無視して、この制度の、新制度の部分というのは、先ほど町長の答弁にもありましたように、被保険者の負担の公平化等を目指して、新たに進んでいるものですんで、一自治体だけで、逆に単独で助成をするというのはいかなものかというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） そういう、おそらく多くの自治体はそういう思いでやっているんだと思うんですが、しかし法的な問題というか、法的にどうなっているか、例えば訓子府の場合は国民健康保険税、いわゆる税適用でやっているんで、これはあくまでも地方税という考え方の中でいけば、そういう特例をもって、例えば生活に困窮するとか、あるいは支払い能力に欠けてくようなところについては配慮もあってもいいというふうな、そういういったものというのは、現前として生きているのではないかなというふうに思いますし、そういう意味から考えると、やっぱり本当にそういうことで、この命やら健康を守るべき、この国民健康保険が制度がそうじゃない、逆な立場により負担、困難を強いるということになっては、やっぱりまずいのかなというふうな思いもしている訳ですから、やっぱりこれは、例えば赤平だとか、そういう他の町村もまだ旭川の例も先ほど出てましたけれども、やっぱりやっているところはやっぱり頑張ってやっているというのがありますので、やっぱりそういう部分で必要になる時代に入ってきているのではないかなというふうに私は思っているところであります。その点について、町長あたりはどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 子どもの均等割をです、やっぱり等しく賦課かけるというのはいかなものかというのは、私自身もこれは問題点だというふうに思っています。ご存じのとおり北海道議会は全会派が一致してこの均等割の子どものことについては反対の声明を出しておりますし、衆議院議長や総理大臣、財務大臣や総務大臣や厚生労働大臣に要望書を道議会として上げているということがあります。こういう全会派が同じような考え方に立つというのはなかなか珍しいことだと思うんですが、これは議員のご指摘のと

り子どもも全く同感だというふうに捉えざるを得ないというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） これは全国の知事会も含めて1兆円の負担を国に対して求めていると。いわゆるそこは何かと言ったら、その相応する部分がやっぱり子どもの均等割も含めた、そこに該当するような金額になる訳ですよね、その一方で人口減少だ、少子化だ、若い人たちがなかなか私たちの町に市に住むということになってくれないとか、生きづらさがあるとか、一方でそういう議論をしながら、行政が本来やらなきゃならないことをしないで、やっぱりやっていいのかなということが、よりやっぱり強まってくる時代に入ってきていると。ぜひ町長にも、全国知事会、あるいは道の議会の決議も含めてね、持ち寄って大きな声を上げていただきたいなというふうに思っています。あと事の善し悪し、中身の進め方等については、本当であれば、本町でも、いわゆる国保の加入世帯が882世帯、被保険者1,910人って次年度の予算書の中でなっているんだけど、0歳から18歳まで本当に何人いて、どれぐらいの人たちの構成割合になっていて、そこには法定免除というものもありますから、2割、5割、7割、そこら辺も考慮した中で本当にどれぐらいの金額があればいいのか、それがどういった形で財源適用ができるのかという、財源の捻出ができるのかということも含めて本来はもっとやってほしいなというふうに思っているところです。

次に、マイナンバーの関係なんですが・・・

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま、工藤議員の質問で均等割、中学生以下で計算したところですね、約257人ございまして、その方は均等割ということで医療等支援と1人3万3千円を支払うこととなります。計算すると850万円ぐらいになるんですね、そこに減免家庭というのがありまして、大体その全体額の2割ぐらいを占めるんじゃないかなということで、ですから850万のうち20%差し引けば、大体700万円弱ぐらいの金額が子どもにかかる、その人数分の保険料ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 時間があるんで、今、課長がせっかく答えていただいたんで、概ね私自身も概算でみて、国保の本当に大ざっぱだったんだけど、600万円か600万円ちょっとぐらいで、その均等割できるんじゃないか、それぐらいの捻出財源、財源があれば十分できるんじゃないかなというふうな思いもしていた訳で、こういう質問になった訳です。これはもうちょっとこれでおきたいと思えます。

次、マイナンバーの関係なんですが、これ1点だけちょっと聞きたいんですが、聞きたいというか、お考え方を示していただきたいんですが、この利活用は先ほどの答弁でも非常にこう有効だというふうな表現でありましたけれども、何かこのマイナンバーの問題でいけば、私、絶対この健康保険にだけは使ってほしくないなという思いです。結局、確かに利活用一辺倒でやってく、いわゆる効果もあるというふうなことも示されてはいますけれども、本当にそれだけかなというふうに思っています。いわゆるセキュリティの問題等々、リスクの問題、これの議論というのは一切ないんですよね、一切示されてこない中で、国



はマイナンバーの普及率が非常に低いから、これを国民健康保険も含めた、その他の健康保険も含めたもので何とかカバーしていきたいと。そして来年の3月には実質的なスタートをすると。そして再来年には6割ぐらいにしていきたいとか、もうそういう計画をもってやっていますよね、それに対して、私はやっぱり自治体としては、本当にそういう一辺倒、利活用で効果があるという、そういう話だけの捉え方で進めていくのではなくて、特に健康保険証の代替みたいな形になると、病院に行って、何て言うんですか、カードリーダーみたいな形で読み取るとか、常に持って歩かなければいけないカードになりますよね、そこにはいろんなものが紐付けされるし、今後もしさせようとしている訳ですよ。財産とか貯金、貯蓄だとか、あるいは福祉の問題も含めて、病歴も含めて全てのものがそこに入っているもの、なおかつ、顔写真まで付いているものが、毎日のように持って歩かなきゃいけない。それを本当に普及させることだけの一辺倒でいいのかなという問題、これはやっぱり町としてもぜひ考えてもらいたいところです。そういう中に合って、もし仮にこれを進めていく過程の中で何かこう問題が起きた場合、これの対応はどういうふうに考えているのかだけをお聞きして、この問題については終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 問題が起きた時の対応という部分ですけど、まず国の方では、議員心配しているように、マイカードを持参しているという部分ですけども、医療機関に使うとした場合はですね、カードリーダーにカードをかざして、窓口の事務の方にカードを渡すとかっていう行為が一切ないというふうに聞いております。ですから、あくまでも本人が自己管理の下で、カードを所持していただくということで、落とさない、財布を落とさないとかっていう部分が重要なのかなと思いますけども、問題が起きた場合はちょっと対応が遅くなるんですけども、ちょっとこれから考えていきたいというふうに、国からはそういった部分では一切、議員おっしゃるようにリスクの関係とかっていう通知とかは一切入ってきていないところが正直なところなんで、その辺も含めて国、道なりにちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。今後。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 言われたとおりなんで、本当に何も無い中で、活用すれば便利になるだよと。それ一辺倒でやること自体が非常に問題があるということ。それともう一つは病院に行って、かざせばいいというんだけど、例えば今回は今までの健康保険証と並列でいきますよね、どっちも使えることになっていますから、どっちも使えることによって病院側も非常に大変になるんですよ。受付も含めて。その時にたまたまこのカードでやる時にやり方がわからないったら、職員が出てきて、これ病院の職員の人の話なんですけど、もしそうなったらやっぱり受付が行って教えてあげると。私がカードをもらって手続をしないと非常に混雑して大変になるというふうになっているんですよ。元々が秘密というか、個人情報なんだから公にしていけないっていう取り扱いでこのカードが進んできたはずなんだけど、そこがいつぱいになし崩しになくなるという心配があるんだということだけをちょっと伝えて終わっていきたくてと思いますが、どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 前回の議会で西山議員からマイカードについてのもっと広めていったらいいんじゃないかと。これは町の職員がむしろ持った方がいいんじゃないかという

ことを積極的なご意見もいただきました。私は例えば北欧なんかでいいますと、ほとんどマイナンバーカードなんですね、だけど日本と違うところはセキュリティがきちっとしているということなんですよ。だからその問題を解決しないで次から次へと拡大することが本当にいいのかっていう危惧をもっているということは議員と同じですけれども、しかしこれは国が進めていこうということですから、十分これらに対しても意見を申し上げながら、そしてまた熟慮しながら前に進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 次に進めていきます。あと6分ぐらいです。

次の質問なんですが、高齢者世帯などに対するごみ出し支援についてです。

高齢化などによりごみ出しに困る世帯への支援に対して2019年度から特別交付税措置を講ずるとされております。

よって、次の点について伺います。

1、本町において、単身の要介護者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯の実態をどのように捉えているか。

2、支援実施に向けて、実態調査、あるいは関係者との協議を進める考えはないか。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 本町では、ごみステーション方式による収集を行っていますが、担当課にごみをステーションまで、運び出すのが困難であるといった困りごとの相談は直近の2年間で障がいを持った方の1名の方からごみを取りに来てくれる制度を早く設けてほしいという要望がありましたが、その方以外に相談はなく、各町内会長・各実践会長からも近所で困っている方がいるとの情報はない状況であります。

しかし、町内で災害弱者緊急通報装置利用者が31世帯、身体・精神・療育手帳を有している単身の障がい者世帯が29世帯、さらに単身の要介護者世帯を加えると、ある程度、ごみ出しで困っているのではないかと思います。実際には、親戚関係の支援や近隣住民の助け合いでごみ出しがなされているものと考えています。

2点目です。

全国の市町村で高齢者などを対象とした、ごみ出し支援制度を設けている自治体は、23.5%で人口規模の大きい自治体ほど支援制度を導入している割合が高いのに対して、町村では1割以下と取り組みが進んでいないのが現状であります。

今後、高齢化が進み、単身高齢者や単身障がい者などの世帯が増えることが想定され、こうした世帯が、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むためにもごみ出しに対する支援は今後、必要と考えております。

昨年、総務省は令和元年度交付税3月分の算定から新規項目として「高齢者等世帯に対するごみ出し支援」を創設し、所定の経費のうち、所要額の5割を特別交付税で措置することになりました。

本町においても支援対象者に個別で収集した場合、支援対象者をどうするか、収集作業方法をどうするか。さらに経費が増高することから慎重に検討しなければならないと考えています。

町としましても、こうした状況を勘案しながら、ごみ出し支援を必要とする対象者など実態の把握を含め、本町の状況に合う支援はどうしたらよいか、関係者とも協議しながら支援策を検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） これ1点だけなんですけど、本当に今後検討していきたいということなんで、ぜひ検討を進めていただきたいなというふうに思っております。例えばこの財政措置がどういう形で該当になるかといったら、一般のようなごみ収集車、いわゆる委託している業者の人たちが行って回収してくることにに対する措置もできますし、もう一方ではNPOなどの支援によったり、そういうことで実施する時の補助金としても大丈夫だよと。あるいは社会福祉協議会などに委託する場合は委託経費の額がいいとか、さまざまな形でやることに対する、何て言うんですか、手立てができるというような中身にもなっておりますので、ぜひそういった形で検討をして、やはりこういう声がなかったから良かったんじゃないかと、やっぱりこういう具体的なことで尋ねないとやっぱりわかってこないことだと思うんですよ。だからそういう意味も含めて、例えば今回の財政措置のもう一つには未実施団体については初期経費、いわゆる対象世帯の調査だとか計画策定をすることでも、わずかだとは思いますが、その0.5、いわゆる半分は特交で措置されるということになっておりますので、そういった部分も含めて、さまざまな形で訓子府としてどういう形がいいのかなということも含めて、ぜひ検討してもらいたいなというふうに思います。

以上です。町長の方でちょっと考え方があればお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） わずかといいながらも近隣町村でも実施している自治体もございますので、前向きに検討させていただきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 何か端折って非常に申し訳ない質問の仕方になって申し訳ないんですが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 3番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 4番、谷口武彦です。一般質問の通告書に従い質問させていただきます。

安心して子育てができるまちづくりについて。

令和2年度に昨今の社会情勢や教育的課題に配慮しながら新しい教育大綱が制定されますが、現在パブリックコメントによる意見を募集している段階だとは思いますが、基本目

標である「学校教育」「子育て支援・幼児教育」「社会教育」との連携を図りながら、子どもたちがたくましく成長できるよう、地域の教育力を高めていくとありましたが、それらについて伺います。

あわせて「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2019年6月に改正され、「子どもの貧困対策に関する大綱」も見直されましたが、本町としての取り組みについて伺います。

1番目といたしまして、開かれた学校づくりと、今年度からスタートしましたコミュニティ・スクールについての検証と課題は。

二つ目、訓子府高校への新たな支援の考えは。

三つ目といたしまして、2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられますが、成人式の対応は。

四つ目、子どもの貧困対策として、本町で取り組んでいる、また今後取り組もうとしている施策は。

お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 1点目の「開かれた学校づくりとして今年度からスタートしたコミュニティ・スクールについての検証と課題について」のお尋ねがございました。

本町のコミュニティ・スクールは、平成31年4月に地域の方々や保護者、学校関係者などで組織し、こども園を含む町内全校で一つとする「訓子府スタイルの学校運営協議会」をスタートさせたところです。

これまで2回の学校運営協議会の開催の中で、こども園を含む各学校の基本方針の承認や子どもの見守り活動に関するグループ交流を行い、「子どもたちを支えていくために地域ができること」などについて意見交換がなされました。

課題としては、コミュニティ・スクールが地域ぐるみで子どもたちの豊かな成長を育むためには、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域の方々に参加できる仕組みにしなければならないと考えております。そのためには、これまで培われたスクールサポーター事業を発展させ、地域の教育資源や人材を活用し、さらには企業や事業所などの協力を得ながら、地域ぐるみでより良い教育環境づくりに努めてまいります。

本町のコミュニティ・スクールについては、本年度スタートしたばかりで、具体的な検証などは行ってはおりませんが、これからの活動として、訓子府の子どもたちの目指す姿の実現のため、学校と地域、行政が手を携え、今できることを一歩、一歩進めてまいりたいと考えております。

2点目に「訓子府高等学校への新たな支援の考えについて」のお尋ねがございました。

これまでの振興対策として、「入学準備金」「通学費助成」「各種資格取得受講料助成」「希望者への給食の提供」など、八つの支援を行い訓子府高等学校の入学生の確保を図ってまいりました。

新たな支援の考えについては、これまで訓子府高等学校教育振興会議や訓子府高等学校との協議、さらには、訓子府中学校PTAの方々の意見や要望を参考に、令和2年度の新たな事業として、3年生の進路対策としての外部講師を招いての特別講習に関わる経費の助成を行うこととし、訓子府高等学校の幅広い進路実現へ向けての支援を行ってまいりま

す。

今後とも保護者や生徒の教育的ニーズに対応した支援の充実を図り、訓子府高等学校の振興と存続に向けて取り組んでまいります。

3点目に「2022年4月1日から、成人年齢が18歳に引き下げられるが、成人式の対応について」のお尋ねがございました。

我が国の成年年齢は長年にわたり20歳でありましたが、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳に引き下げられ、また、世界的にも成年年齢は18歳が主流であることから、国民生活に関する基本法である「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に成立し、令和4年4月1日から成年年齢を18歳とすることとなります。

成人式につきましては、昭和23年に公布・施行された祝日法の「成人の日」の趣旨のもと「大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を励ます」行事として各市町村が新成人を招き開催しているもので、本町においても成人の日の前日に成人式を開催しております。

成年年齢引き下げに伴う成人式の対応については、成人式の対象年齢は法律による決まりはなく、従来同様、各市町村が決めることとなっております。新たに成年年齢となる18歳は、主に高校3年生として受験や就職などを控えての多忙な年齢であることから、本町といたしましては、本人や保護者などの負担を考えると、従来どおり20歳を対象とした式典を開催する方向で考えております。

4点目に「子どもの貧困対策として、本町で取り組んでいるまた、今後取り組もうとしている施策について」のお尋ねがございました。

子どもの貧困率は、厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると平成27年で13.9%であり、7人に1人の子どもが貧困状態にあります。国では、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、さらに、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、具体的な対策を進めることとしています。

経済的な貧困は、子どもたちが、さまざまな学習機会や体験活動の機会を得ることができず、そのことが貧困の連鎖を生むと言われてしています。

本町では、子どもの成長段階に応じて、妊婦健診助成、乳幼児・児童生徒への医療費助成、こども園の幼児教育・保育料無償化や多子世帯を含む本町独自の保育料軽減、要保護・準要保護世帯に対する就学援助、高校生通学費補助制度など、子育て支援のみならず低所得者世帯における支援を考慮した事業を展開しております。

今後においても、子育て・教育・福祉部門などの関係部署で、一層の連携を図り、経済的な事情を抱える家庭が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、国や北海道の動向も注視し、社会情勢の変化や子育て世帯などの実態を把握しながら、本町の子どもへの貧困対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 1番目のコミュニティ・スクールについては、よくわかりました。今後でもですね、各学校の連携、それからですね、学校支援ボランティア、スクールサポーターの皆さま方とですね、各事業所、そちらの方々の協力を得ながら、先に進んでいって

いただければと思いますし、また、そのボランティアを活動してくる方々ですね、スクールサポーターですか、そちらの方の募集をですね、もっとPRなどをしていただいて、サポーターを増やしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

2番目の訓子府高校への新たな支援ということで、進路対策として外部講師を招いての特別講習に関わる経費の助成を行うということでございました。今はですね、就職が100%というのはもう当たり前の時代になってきていると思います。それについてですね、今後はですね、中学校との連携も図りながら、中学生のうちから高校より、その先ですね、大学進学や公務員希望などの進路を聞き入れて、それに向かって高校としてどう取り組むかということも一緒になって高校と考えていただければなと思っております。また、興部町や雄武町ではですね、地元高校を卒業し、進学する生徒に返済不要の補助金を出す制度を導入し、少子化で道立高校の閉校が相次ぐ中、地元高校へ進学するメリットを増やし存続につなげる狙いがある発想ですが、本町では今後そのような制度を考えていないかを伺います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど答弁したように、中学校のPTAの方々とも意見交換している中で、やっぱり高校の先の出口の部分がやっぱり心配の部分とか一番関心があるというところで、今回新たな対策として、主に公務員向けの講習向けの外部講師を招いての対策を令和2年度から行うようなどころでございますけど、今、ご質問のあった中でも給付型の奨学金だとかは国自体も今、令和2年度から新たに進めようとしておりますし、本町においても奨学金制度があって、地元に戻ってきたら2分の1にするだとか、さらにその辺のどこを踏まえながら、やっぱりよりよい教育環境づくりに努める。訓子府高校と連携しながら、そのようなことも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 奨学金、返済不要の補助金なども今後本当に検討していただければなと思いますし、また津別高校ではですね、地域学ということで地域の関連機関と連携し、共同した研究機関を通じて地域の課題を解決するために探究的な活動を実施しているということで、津別学ということで授業をして取り組んでいるようなんですが、訓子府高校でもですね、地域学として、農業に取り組んでいきたいという声も聞いております。また農業者の方々と一緒にやるとしても、町が中心となって動いていただきたいということで、農家の方も個人的に動くのはなかなか難しいということでしたので、ホクレンさん等のお話を一緒にしていただいて、町としても高校と連携をし、その取り組みを行うような予定はないのかを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 谷口議員が1点目にご質問されているコミュニティ・スクールに関連する部分がございますけど、まさしく本町の中ではこども園から小中学校、さらには今、地域運営協議会にコミュニティ・スクールの中で高校入ってませんが、それらを含めた発達段階においた子どもたちの地域学を、今、進めようとしておまして、今、訓子府高校とも、それらをどのように具現化していくかということを協議し、これから取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございますので、ご理解いただきたいと

思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 一番目の質問にもありましたコミュニティ・スクール、訓子府高校もまだオブザーバー的な扱いだと思うんですが、今後、その中にも入れていただく形でこども園、小学校、中学校、高校と連携した、そして各産業界とも連携したような訓子府学というんですが、そういうふうな取り組みを進めていっていただければなと思っております。

また、訓子府高校に通う生徒さんだけではなく、ほかの地域に通う高校生などへの支援は検討しているのかどうかを伺いたしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 以前の谷口議員の訓子府高校に関わる質問の中でもちょっと私の方からお答えしたように、今、準要保護制度、特に低所得者に対する準要保護制度というのが義務教育の中であるんですけど、それらを高校に行っても経済的な状況は変わらない中で訓子府町内の子どもたちが、そういう教育環境なり、教育の機会均等を図るためにはそういうことも必要ではないかというふうに私は考えているところでございますし、それらについては町と一緒に、その辺の検討をしていきたいことと、あと通学費の問題等もいろいろございますけど、それらを町とも総合的にこれから検討してまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、バスの定期などですね、訓子府高校で行っている八つの支援を他の生徒に望む声も多いと思うんですが、そちらの方はなかなか厳しいのかなと。訓子府高校存続させるための支援ということで、私も理解しておりますので、難しいところあるとは思いますが、高校生の他の意味でですね、医療費の無料化や多子世帯の応援補助金などの拡充をしていただければ、検討の方していただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

3番目の成人式についてのお話をいただきましたけども、18歳での年齢は今言われたとおりに受験や就職など、大切な時期だと思うんです。また美容院の方々のお話を聞きますと、やはり大学受験などで成人式に行かないなどの方も多く、着付けなども減ってしまうのではないかと。経済の方にも結構痛手を被るのかなという話も出てまして、今のお話を聞かして、二十歳の方を対象とした成人式ではないですが、お祝いの会のようなものを開催するという形でありますので、今ですね、何年も前から振袖を用意したりとか、そういう親御さんの負担、本人の負担もあると思っておりますので、北見市では昨年12月に北見市長がお祝いの会は二十歳でやるという話も出ておりました。本町もですね、なるべく早く近隣の町村との調整をするという話もありましたが、早い時期に決定をしてお知らせをしていただければなと思っておりますので、そちらの方はどうぞよろしくお願ひいたします。それしかないので、お願ひいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 町主催でやるということもありまして、町長ともその辺のところを事前にそういうお話もさせていただいているところで、開催方法については、どういうふうにしていくかというのは、これから検討してまいりたいと思っておりますし、近隣町とも協調

を図りながら、私たちとしては、いろんな本人や保護者の負担を考えると二十歳で行う記念の式典を行うことがいいと思っていますので、それらのことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君）今のお話で本当に早めにぜひPRして、いつやるんだということを検討してお知らせいただければと思ひます。

4番目のですね、子どもの貧困対策ということで答弁いただきましたが、7人に1人の子どもが貧困状態にあると今言われております。先ほどの答弁の中にはですね、本町の貧困対策、経済面といたしましては、本当に数多くの医療費助成等々ですね、本当に保育料の軽減など、たくさんを経済面としては支援をしていただいているのが現実でありますし、子どもを育てる保護者にとりましては、大変ありがたいと思っております。ですが、共働きやひとり親世帯が増えている中、子どもの心の貧困も大きな問題となっているのが今の現実だと思ひます。地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場として、こども食堂というのが今できております。去年の6月のデータですけども、北海道では57市町村で127か所の食堂が今できているそうです。子どもの貧困対策とイメージが強いこども食堂でございますが、今は子どもばかりが対象ではなく、子育て世代や高齢者の方たちが気軽に集い、多世代の交流をしているという場の役割を持っているということでございます。そうした取り組みは子育て世代への支援、高齢者の方々の孤立を防ぐこともでき、そのような施設がほしいという町民の皆さんからも声が上がっているのが現状でございます。そこで町民有志がこども食堂や、例えば地域食堂という名前なのかもしれないですけども、立ち上げようとする時に世代交流をするための施設の提供、また貸出などを町民と行政が一緒になって行っているかどうか、という支援があるのかどうかをお伺ひいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず貧困に関する本町の実態という部分で申し上げますと、年収がどうだというのはなかなか難しいところなんですけど、今、子ども子育て支援計画というものを計画してまして、アンケートの中で現在の暮らしの経済状況を子育てを行っている世帯に聞いているところで、大変苦しいとやや苦しいという、合わせた世帯が2割程度がそういうような状況で思っているというところでございます。また谷口議員おっしゃるように、こども食堂に関しては貧困問題が深刻するなかで全国で特にNPOや民間団体が生活困窮世帯の子どもに食事を提供するようなこども食堂の取り組みが今拡大しているところで、本町の例えば、全国学力調査や体力調査というのがございますけど、その中で朝食の食べているかという調査もございます。本町の実態で申しましたら、ほとんどの子が朝食を欠食がないという状況でございまして、そういったことからいえば、食事はある程度、内容は別にしまして、ある程度の食事はとられている状況にあるのではないかと。そういった意味でも、食の提供だけではなく、谷口議員おっしゃるように、やっぱり子どものよりどころというか、居場所づくり、さらには世代交流の場ということも今、位置付けられておりますので、そのようなところも、子どもの育ちや高齢者の孤立も含む意味でいったら、そういうこども食堂的な居場所があることがよろしい部分もありますので、仮にそういうところが実態を踏まえながら、その辺のところをNPOなり、民間団体とも協議しな



がら、町としては一緒になって協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、考えられる段階でもいいんですが、そういうNPOなりが訓子府でやりたいという時に施設どこでやるという話もありますが、空き店舗を使う、空き家を使うっていう話もあると思いますし、どのように支援があるかというお話も問い合わせがあると思うんですが、今の現状ではどこの課に行けばよろしいでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 世代を超えたというか、それによっては高齢者とかになれば福祉サイドということになりますし、その目的も含めた中では何課というのは非常に難しいところですけど、私自身は子ども未来課の中の、今後、来年に向けて、子ども包括支援センターというのも立ち上げて、その辺のこの受け手の中でも、その辺のここをやっていくことも考えては、子ども食堂では、具体的に子ども食堂ってことではございませんけど、それらを含めた中でご相談いただければというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、本当にちょっと時間の関係上、だいぶ短めに質問させていただきましたけども、1番から4番ということで、子育てを含めた、いろいろなことを今後やっていただきたいと思いますが、あとですね、コロナウィルス対策が現在一番の問題だと思いますけども、子育てにおいて、小中学校、高校も長い休みに今入っております。国では臨時休校を理由に仕事を休んだ保護者の資金執行、支払った企業に補助金を出すというお話もあると思います。各自治体もさまざまな取り組みに支援するとも言っているようですが、国の制度を使うのはもちろんですが、現実には待てられないという世帯も多いと思います。また給食や児童館など、今、臨時休校中ということで、子どもも通っていないということで、今まで出た給食費や児童センターの費用などももう支払われている子どもたちも多いと思うんですが、そういったところは今後返還するのか、来月に回すとか、そういうお話は検討されているのかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） コロナウィルス系は対策本部、総務課で持ってまして、私の方から谷口議員言われてる給食費、保育料、児童センターの使用料等々については現在還付手続きをする方向で調整をしているところでございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 還付請求ということで本当に少しの金額かもしれませんが、かかった費用、使わなかった費用は戻していただければ、子どもたちの、子育てする保護者に対しては大変ありがたい話だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に子育てするなら訓子府、今この時期、この時だからこそできる町内外にPRをしていっていただきたいと思っておりますので、町長に最後一言締めさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、給食費の話も含めて、働いている人たちの自宅待機の問題も出てますから、これらについても適切に給料補償をしていきたいというふうに考えています。

今、子育て訓子府については、教育の町訓子府というのは、もうずっと言われております。これは医療費の免除だとか、いろんなこと含めて総合的な政策の中で進めてきたというのがありますので、さらにそれに皆さん方のお力を借りて、大きく前進するような中身にして前に進めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 訓子府高校、訓子府町、そして訓子府教育、小中学校ともにですね、大きくこれからも羽ばたいていけるよう、皆さまのお力を出していただければと思いますので、どうぞよろしく願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 4番、谷口武彦君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

#### ◎日程の繰り上げ

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の日程は全部終了いたしました。会議時間が相当残っております。議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を繰り上げたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

#### ◎予算審査特別委員会の設置

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

令和2年度各会計予算に関連する議案を審議するため、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第13号、議案第16号、議案第18号、議案第7号から議案第12号までの各案の審査を付託することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全議員を予算審査特別委員会委員に選任し、特別委員会に議案第13号、議案第16号、議案第18号、議案第7号から議案第12号までの各案の審査を付託することに決定いたしました。

#### ◎休会の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会での付託案件の審査のため、ただいまから、この定例会を休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査のため、この定例会を休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） 本日は、これにて本会議を散会いたします。

散会 午後 2時42分